令和5年美浦村告示第18号

令和5年第1回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月6日

美浦村長 中 島 栄

記

- 1. 期 日 令和5年3月1日
- 2. 場 所 美浦村議会議場

令和5年第1回美浦村議会定例会会期日程

期	日	曜日	会 議	時 刻	議事内容			
	1日				開会			
					茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般			
3月		水	本会議	午前10時	選挙			
					議案上程、一部議案質疑、討論、採決			
					予算審査特別委員会の設置			
3月	9 П	木	委員会	午前10時	総務経済委員会(議案調査)			
3月	2 日	/ \	委員会	午後2時	厚生文教委員会 (議案調査)			
3月	3 日	金	委員会	午前10時	予算審査特別委員会 (議案審査)			
3月	4 日	土	休 会	_	議案調査			
3月	5 日	日	休 会		議案調査			
3月	6 日	月	委員会	午前10時	予算審査特別委員会 (議案審査)			
3月	7 日	火	休 会		議案調査			
3月	8 日	水	本会議	午前10時	一般質問			
3月	9 日	木	休 会		議案調査			
		金	金	金				議案質疑、討論、採決
3月1	10日				本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決	
					閉会			

令和5年第1回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

議案第1号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第1号 美浦村教育委員会教育長の任命について御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会教育長であります 富永 保 氏が、本年3月31日をもちまして 退職されることから、教育委員会教育長に 山﨑 満男 氏を任命いたしたく、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め るものでございます。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会委員であります 山﨑 満男 氏が、本年3月31日をもちまして 退職されることから、後任として 田組 順和(まさかず) 氏を教育委員として任 命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、 議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第2号につきまして御説明申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会委員であります 小峯 健治 氏が、本年3月31日をもちまして 退職されることから、後任として 小松 正樹 氏を教育委員として任命いたしたく、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を 求めるものでございます。

以上、議案第3号につきまして御説明申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第4号 村道路線の廃止について

議案第4号 村道路線の廃止について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線として廃止のお願いをしている路線は、村道1149号線でござい

ます。

7ページの廃止路線位置図を御覧ください。

村道1149号線は、国道125号いさみ庵付近から海源寺まで、南に延びる延長568.8mの道路です。この道路の延長が民有地まで入っていることから、これを訂正するため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第4号につきまして御説明申し上げました。

議案第5号 村道路線の認定について

議案第5号 村道路線の認定について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、村道1149号線、村道1979号線及び村道2974号線の3路線でございます。

9ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1149号線については、民有地まで延長されていた部分があったため、訂正 し、改めて認定をお願いするものです。

10ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1979号線については、介護老人保健施設 葵の園・美浦付近であります、 土屋1979番地113の一部が村道路線として認定されていなかったため、この部分について認定をお願いするものです。

11ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道2974号線については、浜地区を東西に横断する県道上新田木原線の一部です。この路線は、現在茨城県が整備中で、将来予定される一般県道上新田木原線(都市計画道路上宿・大須賀津線)の開通にあわせて、村に移管される準備のために認定をお願いするものです。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げました。

議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例

議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する 条例

議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例及び議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例について、関連性がありますので一括して御説明申し上げます。

議案書の12ページから15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例につきまして、本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、既存の美浦村個人情報保護条例を

廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の 一部を改正する条例につきましては、議案第6号の美浦村個人情報保護法施行条例の 施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第6号及び議案第7号につきまして御説明申し上げました。

議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の16・17ページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、令和7年4月の統合小学校開校に向けまして、具体的な学校運営のための内容等について検討を行うための組織として、令和5年度に美浦村統合小学校準備委員会を設置したいと考えておりますので、別表の教育委員会の部中、「統合小学校建設委員会」に関する項目を「美浦村統合小学校準備委員会」に改正するものでございます。

また、学校の働き方改革を踏まえて中学校の部活動を段階的に地域に移行することについて検討を行うため、「陸平貝塚保存活用検討委員会」の次に「美浦中学校の部活動の在り方検討委員会」を加えるものであります。

以上、議案第8号につきまして御説明申し上げました。

議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正 する条例

議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改 正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の18ページから21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、近隣市町村の条例にならい、条例全体の見直しを行い、あわせて、団長等の報酬について、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に移管するものでございます。

以上、議案第9号につきまして御説明申し上げました。

議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例

議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例つきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、消防団の分団が再編成されたことにより部制を廃止し、消防団員に 係る退職報償金に係る階級及び勤務年数に関する条項を改めるものでございます。 以上、議案第10号につきまして御説明申し上げました。

議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の23ページから25ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、第1条別表第1で、県補助金の農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部 改正により、農業委員会委員の上乗せ報酬の財源としている農地利用最適化交付金の 増が見込まれ、その増分を農業委員会委員に適正に支給できるよう条例の一部を改正 するものです。

次の第2条では、消防団の報酬等について、「非常勤消防団員の報酬等の基準の策定等について」及び「非常勤消防団員の報酬等の基準及び非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について」により、非常勤消防団員の報酬等の標準額及び取り扱いが消防庁長官通知より示されたことから、美浦村消防団員の基本報酬及び出動報酬について、標準額にならった額となるよう改正するものでございます。

次に、令和7年4月の統合小学校開校に向けまして、令和5年度より具体的な学校 運営のための内容等について検討を行うため「美浦村統合小学校準備委員会」の設置 をお願いするにあたり、別表第1で「美浦村統合小学校建設委員会」に係る項目を 「美浦村統合小学校準備委員会」に改正するとともに、別表第2で「美浦村統合小学 校建設委員会」に係る項目を「美浦村統合小学校準備委員会」に改正するものでござ います。

以上、議案第11号につきまして御説明申し上げました。

- 議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例
- 議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例

議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3案につきましては関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

議案書の26ページから35ページをお開きいただきたいと思います。

本3案は、令和4年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されること

に準じて、美浦村職員及び会計年度任用職員の給与並びに常勤特別職の期末手当支給 割合の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第12号から議案第14号まで御説明申し上げました。

議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例につきまして御 説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、大山湖畔公園の施設整備等の財源を確保するため、美浦村ふるさと応援寄 附条例に規定されている寄附金の使途として選択できる事業に、旧鹿島海軍航空隊跡 地の活用等に関する事業を追加するものであります。

事業区分の名称につきましては、認知度を考慮し、また大山湖畔公園として使用していない土地、施設等の整備につきましても活用できることから、旧鹿島海軍航空隊跡地といたしております。

以上、議案第15号につきまして御説明申し上げました。

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所) 御説明 を申し上げます。

議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、地域交流館みほふれ愛 プラザ内にございます「地域産品直売所」につきまして、水郷つくば農業協同組合を 指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理の期間は令和5年4月1日より令和6年3月31日までの1ヵ年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げました。

議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)

議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)につきまして御説明申し上げます。

議案書の38ページをお開きください。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億1,910万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ70億1,400万7千円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対応事業等の 国、県の補助事業の計上いたしております。 また、令和4年度人事院勧告に準拠した職員給与費の補正を行うとともに、令和4年度の最終補正となるため、事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の事業である、 出産・子育て応援交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、江戸崎地方衛 生土木組合負担金事業及び産地確立推進事業につきまして、翌年度へ繰り越しの御承 認をお願いしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が 次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の追加及び変更をお願いしてお ります。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定や財源の変更により、2 件の事業債で、限度額を変更いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき 御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の 退職手当特別負担金として4,397万3千円の計上をいたしております。

続いて、財政調整基金費では、財政調整基金費で、事業費の確定等による歳出予算の減、国の補正予算により普通交付税の再算定が行われ、追加交付等により歳入予算の増額となったこと等の理由から余剰金が発生したため、1億4,388万6千円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

議案書の51ページをお開き下さい。

社会福祉費の社会福祉総務費では、福祉施設等物価高騰対策事業費で、新型コロナの影響により物価高騰の影響を強く受けている村内の医療機関・介護保険施設・障害福祉施設への支援金として、1,650万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次に、児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で、対象児童者数の見込みが減少したことから、2,538万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

議案書の54ページをお開き下さい。

保健衛生費の保健衛生総務費では、子育て世代包括支援事業費で、出産や子育てを 応援することを目的とした出産・子育て応援給付金給付事業等により、合計で992 万3千円の増額補正をお願いしております。 この事業は、国が令和4年度第2次補正予算で、すべての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てできるよう「出産・子育て応援交付金」を創設したことから、本村でも事業実施に向け、今回の補正で早急に予算計上いたしております。

なお、令和5年4月末からの支給開始とするため、繰越明許費で説明いたしました とおり、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

また、出産・子育て応援給付金の財源につきましては、2/3が国庫支出金、1/6 が県支出金を充当しております。

次の上水道費では、水道事業費で、高騰する電気使用料に対応するため、水道事業会計への財源補てんとして、419万5千円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

議案書の56ページをお開き下さい。

農業費の農地費では、土地改良振興事業費で、国の補助率が引き下げられたことで事業費が減少したことに伴い、1,054万6千円の減額、農業集落排水事業費で、 高騰する電気使用料に対応するため、下水道事業会計への財源補てんとして、960 万1千円の増額補正をお願いしております。

なお、農業集落排水事業費の財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

議案書の58ページをお開きください。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、事業費の確定に伴い、 1,250万8千円の減額をいたしております。

次の都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業費で、高騰する電気使用料に 対応するため、下水道事業会計への財源補てんとして、1,209万円の増額補正を お願いしております。

なお、公共下水道事業費の財源につきましては、一部が国庫支出金となっております。

ここまで主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げました。ただ今申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の45ページをお開きください。

初めに、村税について申し上げます。

歳入見込み額の精査を行い、村民税で250万円の増額、次の固定資産税で合計2,300万円の増額、次の軽自動車税で合計200万円の減額、次の村たばこ税で35

0万円の増額をし、合計2,700万円の増額補正をいたしております。

次の法人事業税交付金及び地方消費税交付金については、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、1,587万2千円及び2,921万2千円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

議案書の47ページをお開きください。

基金繰入金では、ふるさと基金繰入金、陸平基金繰入金で、それぞれ減額補正をいたしております。これは、基金を財源としている歳出予算の減額に伴うものでございます。

次に、次ページの村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりま すので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算で御説明申し上げた事業費の確定等 に伴っての歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただ きます。

以上、今回の議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)の主な概要について御説明申し上げました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万1 千円を減額し、補正後の予算総額を16億9,145万円とするものでございます。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で給与改定による予算調整額20万3千円の減額をするものでございます。

保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費につきましては、これまでの支出額から今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、1,000万円を増額するものでございます。

同じく、高額療養費の一般被保険者高額療養費で724万3千円の増額をするものでございます。

基金積立金の支払準備基金につきましては、今回の補正での歳入見込み額減額により、予算総額調整のため、支払準備基金への積立額を1,703万1千円の減額をす

るものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書の76ページにお戻りください。

県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費で 述べました一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の合計額と同額の交 付となるため、1,724万3千円の増額補正をするものでございます。

繰入金につきましては、一般会計からの法定分繰り入れの1,729万4千円の減額で、交付決定額と予算現額との差をそれぞれ補正するものです。

以上、議案第18号につきまして御説明申し上げました。

議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。

議案書の85ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万 5千円を減額し、補正後の予算総額を14億2,325万3千円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

議案書の91・92ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定により9万8千円を増額、また、事業計画推進委員会費、事業計画推進委員会費、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会費の業務委託料で予算額と契約額とに生じた差額96万8千円を減額しております。

次に、保険給付費につきましては、実績等を踏まえて今後の見込みを算出しました ところ、当初の見込みに増減が生じた部分がありましたので、補正を行うものです。

項ごとに御説明いたしますと、介護サービス等諸費で252万5千円の減額を、介護予防サービス等諸費で180万円の増額を、その他の諸費で1万円、高額介護サービス等費で65万円、高額医療合算介護サービス等費で5万円、特定入所者介護サービス等費で1万5千円を、それぞれ増額いたしております。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定により3万5千円を減額しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

議案書の90ページにお戻りいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金の特別調整交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助金として8万2千円を計上しております。減免額の全額が、特別調整交付金として交付されるものです。

次に、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、9

0万5千円を減額しております。歳出の事業計画推進委員会費と職員給与関係経費で 補正を行います分について、一般会計からの繰入を補正するものです。

また、低所得者保険料軽減繰入金では、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分を28万7千円、過年度分を83万3千円増額しております。低所得者の介護保険料について軽減措置がとられており、国が1/2、県と村が1/4ずつをそれぞれ負担します。国、県の負担分が一般会計に交付され、村分と合わせて介護保険特別会計へ繰り出されます。現年度分については保険料額の決定、過年度分については精算の結果により、それぞれ繰入額が当初の見込みを上回ることとなったため、増額するものです。

次の基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金では、特別調整交付金の交付、低所得者保険料軽減繰入金の増額により、基金取り崩しの減額が見込めるため、120万2千円を減額しております。

以上、議案第19号につきまして御説明申し上げました。

議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

議案書100ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万1千円を減額し、補正後の予算総額を1億8,892万5千円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出より御説明申し上げます。

議案書の106ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金について歳入の後期 高齢者医療保険料で補正いたします額と同額の203万8千円を減額するものでござ います。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書の105ページにお戻りいただきたいと思います。

後期高齢者医療保険料につきましては、調定額と収納状況から収入額を見込み、特別徴収保険料で543万円の減額、普通徴収保険料で339万2千円の増額をするものでございます。

以上、議案第20号につきまして御説明申し上げました。

議案第21号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和4年度水道事業会計補正予算(第3号)につきまして御説明申 し上げます。 議案書の107ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で891万円の減額補正を、支出の水道事業費用で1,075万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で114万4 千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の117ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業収益で1,310万4千円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、見込みより少なかった業務用の水道使用量と見込みより多かった用途の水道使用量を調整し1,320万8千円の減額を、見込みより多かった給水工事手数料について10万4千円の増額をお願いしております。

また、営業外収益では419万4千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の118ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用で128万1千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、不足が生じた受水費について100万円の増額、人件費等の調整、及び不足した電気料並びに委託料について調整を行い28万1千円の増額をお願いしております。

また、営業外費用では消費税及び地方消費税の不足分として、425万4千円の増額をお願いしております。

さらに、特別損失としまして、521万7千円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

議案書の119ページをお開きください。

収入の資本的収入の加入分担金について、見込みより多かったため、114万4千円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第21号につきまして御説明申し上げました。

議案第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和4年度下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

議案書の120ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で999万4千円の増

額補正を、支出の事業費用で571万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で1億631 万円、支出の資本的支出で1億2,828万8千円の減額補正をお願いしております。 それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の131ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で999万4千円の増額補正をお願いしております。 こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金として2,169万1千円を増額、接続支援事業費補助金の申請者が見込みより少なかったことにより国庫補助金と県補助金について1,385万3千円を減額、長期前受金戻入として215万6千円の増額を行うものでございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の132ページをお開きください。

事業費用の営業費用で236万9千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、管渠費及び処理場費では各項目の過不足分について調整を行い、合計で1,250万円を増額、業務費では見込みより申請が少なかった接続支援事業費補助金について1,571万3千円を減額、総係費で人件費等の調整で57万5千円の減額、減価償却費として615万7千円の増額をお願いするものでございます。

また、特別損失としまして、334万3千円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。 次に、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

議案書の133ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で2,480万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、公共下水道処理場の増設並びに管渠布設工事等の資金として借入予定だったものについて、国庫補助金の一部が不交付となったことに伴い、減額を行うものでございます。

また、補助金で8,151万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、社会資本整備交付金の不交付分として8,211万円の減額を、接続支援事業費補助金の県補助金として60万円の増額をお願いするものでございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の134ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費では、1億2,828万8千円の減額補正をお願いしております。

人件費関係の調整で18万円の増額、委託料の不要分として230万8千円の減額、 賃借料の不足分として4万円の増額、工事請負費の不要分として4,074万3千円 の減額、委託料の不要分として8,545万7千円の減額補正をお願いしております。 こちらにつきましては、国庫補助金の一部が不交付となったことにより発注しなかっ た工事費等について減額するものでございます。 以上、議案第22号につきまして御説明申し上げました。

議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算

議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算

議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算

議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

議案第23号~議案第29号 令和5年度当初予算

議案第23号から議案第29号までの令和5年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算ならびに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において、予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、御説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年第1回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例

発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例について御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きください。

本案は、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、 民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとと もに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関す る法律(以下「新保護法」という。)による全国的な共通ルールが適用されることに なりました。

美浦村においても、今定例会において、現行の美浦村個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)を廃止し、新保護法の施行条例を制定する条例案を提出しておりますが、新保護法において議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

しかし、現行条例では、議会も条例の実施機関とされており、新保護法の施行後も 引き続き自律的な措置を講じる必要があると考え、新たに「美浦村議会の個人情報の 保護に関する条例」の制定を行うものです。

以上、発委第1号について御説明申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

令和5年第1回 美浦村議会定例会会議録 第1号

令和5年3月1日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(選挙)

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

(議案一括上程・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案一括上程)

議案第4号 村道路線の廃止について

議案第5号 村道路線の認定について

議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例

議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する 条例

議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正 する条例

議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例

議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例

議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)

議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)

議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

(議案一括上程・特別委員会設置・付託)

議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算

議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算

議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算

議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1番	下	村		宏	君	2番	小	泉	嘉	忠	君
3番	北	出		攻	君	4番	松	村	広	志	君
5番	葉	梨	公	_	君	6番	塚	本	光	司	君
7番	岡	沢		清	君	8番	飯	田	洋	司	君
9番	Щ	崎	幸	子	君	10番	林		昌	子	君
11番	小	泉	輝	忠	君	12番	沼	﨑	光	芳	君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村					長		中	島		栄	君
教		7	育	長		富	永		保	君	
総	務部			長		木	鉛	昌	夫	君	
保	健	福	祉	部	長		鈴	木		章	君
経	済	建	設	部	長		木	村	光	之	君
教	育 部			長		菅	野	眞	照	君	
総	務		課	:	長		青	野	克	美	君
企	画	財	砂	課	長		大	竹	裕	幸	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長柳堀浩

書記木 村 弘 子書混渡 邉 涼 介

午前10時06分 開会及び開議

○議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、御了承 よろしくお願いをいたします。

本日の会議を開きます。

○議長(下村 宏君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長(下村 宏君) それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長(中島 栄君) おはようございます。

議員各位には、令和5年第1回美浦村議会定例会に御参集をいただき、大変御苦労さまでございます。議会活動を通し、住民福祉の向上や教育環境の充実など、本村行政の発展に御尽力されておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

厳しい冬の寒さも日ごとに和らぎ、今日から3月、春の温かさを感じられるようになってまいりました。コロナ感染も国の方針で大きく変わろうとしており、今月中頃には、マスクをつける・つけないは個人の判断に委ねられることになるようであります。

現在、感染症法の位置づけを、現在の2類相当から、インフルエンザと同じ5類に 5月8日から移行する方針を決定しました。

昨年、2月24日にロシアがウクライナに武力侵攻してから1年以上が経過いたしま した。

ロシアはウクライナを傀儡国家にしようとの思惑でありますが、世界の国々が連携 し、紛争の早期終結に繋がるよう望みたいものであります。

今月、11日には東日本大震災から12年を迎えますが、原発近くで被災された方にはまだ故郷・福島県に帰ることのできない避難者はまだ大勢おられます。除染を進め、早期にふるさとへの帰還を望みたいものであります。予測できない災害は日常生活に負担を生じさせます。村としても、自然災害を含め、迅速に対応できるように防災緊

急連絡体制を強化してまいります。

美浦村の令和5年度の予算は内示会において説明させていただきました。一般会計77億5,300万円、特別会計32億5,000万円、企業会計26億5,289万1,000円、合計136億5,589万1,000円を計上させていただきました。昨年と比較して17億339万円増額した予算となっており、増減率は14.3%の増であります。統合小学校建設に関しては36億6,979万円であり、5年度は14億6,792万円を計上いたしました。

4月9日に予定されている木原城山まつりは実施する予定であります。春の文化祭 も文化協会との調整で実施する予定であります。

令和5年度の事業は、前年に引き続き、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、「自然豊かで美しく住みよい村づくり事業」であります。快適な居住環境の整備や霞ヶ浦の水質保全に努め、環境整備関連の対策事業を推進してまいります。

2点目は、「子供の健やかな成長を育む村づくり事業」であります。少子化や人口減少が進む中、未来を担う子供たちがより良い教育環境で学習できる統合小学校の建設を進めるとともに、安心して、子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業も引き続き実施してまいります。

3点目は、「村民が尊厳をもって豊かに暮らせる村づくり事業」であります。村民が、心豊かな生きがいのある人生を送り、心身ともに健康の保持増進の生涯学習を通じた活動を支援し、親しみやすい環境づくりを推進してまいります。

4点目は、「いつまでも安心安全に暮らせる村づくり事業」であります。コロナワクチン接種事業においても国の指針に基づき、適切に進められるよう担当課と調整してまいります。また、子育て世代包括支援センターを核とした母子保健事業を実施するとともに、予防接種事業、健康診断事業も実施してまいります。

5点目は、「個性と活力にあふれる村づくり事業」であります。地域おこし協力隊 の活動をさらに広げるため、新たに協力隊の募集も視野に、美浦村の魅力発信につな がるよう進めてまいります。

6点目は、「みんなと一体となって進める村づくり事業」であります。各種事業を 推進し、役場、村民、関係団体、事業者等が一体となった村づくりを進めてまいりま す。

以上、令和5年度の基本的な考えを述べさせていただきました。他市町村に劣ることのない「美浦村に住んで良かった」と思えるような活力ある村づくりに、議員各位の御尽力をいただきながら、職員一同、全力で取り組んでまいる所存であります。

今定例会に提案している案件は、議案第1号で、美浦村教育委員会教育長の任命についてが1件、議案第2号、第3号で、美浦村教育委員会委員の任命についてが2件、議案第4号で、村道路線の廃止についてが1件、議案第5号で、村道路線の認定についてが1件、議案第6号で、美浦村個人情報保護法施行条例が1件、議案第7号で、美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例が1件、

議案第8号で、美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で、 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例が 1 件、議案第10号で、美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一 部を改正する条例が1件、議案第11号で、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号で、美浦村職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第13号で、美浦村特別職の職 員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第14 号で、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例が1件、議案第15号で、美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例が1件、 議案第16号で、公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)が1件、議 案第17号で、令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)が1件、議案第18号で、 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)が1件、議案第19号で、 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)が1件、議案第20号で、令和 4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)が1件、議案第21号で令和 4年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)が1件、議案第22号で、令和4年度美 浦村下水道事業会計補正予算(第3号)が1件、議案第23号で、令和5年度美浦村一 般会計予算が1件、議案第24号で、令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1 件、議案第25号で、令和5年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第26号で、 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第27号で、令和5年度美 浦村水道事業会計予算が1件、議案第28号で、令和5年度美浦村下水道事業会計予算 が1件、議案第29号で、令和5年度美浦村電気事業会計予算が1件の29案件でありま

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長(下村 宏君) 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長(下村 宏君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

6番議員 塚 本 光 司 君

7番議員 岡 沢 清 君

8番議員 飯 田 洋 司 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10日までの10日間としたいが、これに御異議ございま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10日までの10日間と決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に飯田洋司君を指名いたします。 お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました飯田洋司君を、当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました飯田洋司君が当選をされました。

ただいま、当選をされた飯田洋司君が議場におられますので、本席から、会議規則 第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

〇議長(下村 宏君) 日程第4 議案第1号 美浦村教育委員会教育長の任命についてから、議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命についてまでの、3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付を しております。 お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいというふうに思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第1号 美浦村教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第5 議案第4号 村道路線の廃止についてから、議案 第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)までの19議案を一括議 題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付を しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○**議長(下村 宏君)** 日程第6 議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算から、 議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたしま す。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布をしております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、令和5年度予算についての質疑は、予算審査特別 委員会において行うこととし、質疑を省略をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算から、議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算までの、以上7議案について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。 これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。 ここで暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時35分 開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告を いたします。

委員長に山崎幸子君、副委員長に林 昌子君。 以上でございます。

○議長(下村 宏君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会

令和5年第1回 美浦村議会定例会会議録 第2号

令和5年3月8日 開議 一般質問 松村 広志 議員 葉梨 公一 議員 塚本 光司 議員 林 昌子 議員 1. 出席議員 下 村 宏 君 2番 小泉嘉忠君 1番 3番 松村広志君 北出 攻 君 4番 5番 葉 梨 公 一 君 6番 塚 本 光 司 君 7番 岡 沢 清 君 8番 飯田洋司君

幸子君

1. 欠席議員

なし

山崎

9番

11番

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

小泉輝忠君

村					長		中	島		栄	君
教		ŧ	育	長		富	永		保	君	
総	務部				長		木	鉛	昌	夫	君
保	健	福	祉	部	長		鈴	木		章	君
経	済	建	設	部	長		木	村	光	之	君
教	育 部			長		菅	野	眞	照	君	
総	務		課		長		青	野	克	美	君
企	圃	財	形	課	長		+	竹	紁	去	君

10番

12番

林

昌 子

沼 﨑 光 芳 君

君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長柳堀浩書記木村弘子書渡邊凉介

午前10時00分 開議

○議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長(下村 宏君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長(下村 宏君) 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。 松村広志君。

[4番 松村広志君登壇]

○4番(松村広志君) おはようございます。

4番議員の松村です。よろしくお願いいたします。

間もなく、あの痛ましい東日本大震災から12年となります。

避難を強いられたまま、いまだ戻れず、御苦労の途上にいる多くの方々に、改めて 心よりお見舞いを申し上げるとともに、震災及びその関連でお亡くなりになられた 方々に、改めて哀悼の意をささげるものであります。

通告書に従って質問をさせていただきます。

本村の持続可能な発展・地域づくりに向けて、SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」の取り組みを伺います。

人口減少などに伴い、全国の多くの自治体では公共交通の縮小が余儀なくされております。

特に、地方圏等における地域公共交通は利用者の減少により、交通事業者の経営状況が圧迫され、赤字路線の廃止等、維持が困難な状況。

地域公共交通の衰退を招くスパイラルとして、3点が指摘されている。

一つ目は「人口減少」、そして生産年齢人口の減少に伴う通勤・通学者の減少などの「人口構造の変化」、ここでは高齢化により通勤を含め外出の機会の減少から、交通機関の利用者が減ることも要因とされる。

もう一つは、自動車の活用などの「モータリゼーション」といわれ、結果、地域公 共交通の利用者の減少・地域公共交通そのものの衰退を招くと考えられている。

これは、地域公共交通への接続や利便性の低下から不便を感じ、利用者の減少も要

因と考えられる。

2020年11月より始まった県西南部にある境町の全国初の自動運転バスが注目されております。

この町でも、鉄道路線がなく、自動車が地域の1番の交通手段であるが、町が目指 したのは「誰もが生活の足に困らない町」とのことであります。

今、運転免許証の返納を考える高齢者が増える一方で、車がないと生活に不便な地域の住民からは、「生活の足がなくなるので返納したいが返納できない」との声が多くあります。

この課題を克服する一つの方法として、公共交通の充実が必要と考えられ、人手不 足などの問題の上から自動運転バスの運行に至ったとのことです。

今、国内では、バスに限らず、鉄道や乗り合いタクシー、さらに郵便などで既に自 動運転の実用に向けた模索がなされております。

来たるべき時代、AIなどを伴う自動運転システムのバスの検討は、新たな地域交通確立へのマストアイテムと考えられます。

近い将来を見据え、本村の意向を伺います。

○議長(下村 宏君) 総務部長 木鉛昌夫君。

なお、本議会は、講堂内でのマスク着用はしなくてもいいということでやっております。

なお、広報担当の椎名君が写真等を撮っておりますけども、この件につきましても 今議会については許可をしております。

すみません、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長(木鉛昌夫君) 松村議員の御質問にお答えをいたします。

自動運転につきましては、政府は2014年6月に策定した制度名を含むITS(高度 道路交通システム)と自動運転に係る国家戦略の官民ITS構想・ロードマップを昨 年7月に改訂をしております。

この構想・ロードマップの2030年の実現目標としましては、「国民の豊かな暮らしを支える、安全で利便性の高いデジタル交通社会を、世界に先駆け実現する」と掲げており、地方部における2030年の将来像としまして、デマンド交通や自動運転車等の新たなモビリティーを活用することにより散在する高齢者等の住宅を、個別のニーズに応じて巡回するような、ドア・ツー・ドア型の利便性の高いサービスを提供することなどが挙げられております。

また、経済産業省と国土交通省で開催する自動走行ビジネス検討会では、国の実証プロジェクトの実施状況や、自動車メーカーや自動運転システム開発事業者からのヒアリングを通じて、民間企業等による実証実験の実施状況や計画を把握し、それぞれについて、サービスの実現時期や技術レベルを検討することによって、無人自動運転

移動サービスの実現・普及に向けたロードマップを策定しております。

このロードマップでは、2025年度を目途に40カ所以上にサービスが広がる可能性があるとしております。

また、AIを導入した自動運転バスにつきましては、茨城県内では、境町において、 全国で初めて自動運転バスの公道での定期運行を始めたほか、常陸太田市でも実証実 験を始め、中型自動運転バスでは、日立市で実証実験を行っているようでございます。

本村の意向ということでございますが、AIを導入した自動運転バスの運行は、全国でも実証実験を行っている状況であり、また、自動運転バスは、人口の多い都市部では有効と思われますが、本村の道路状況や人口密度、導入コストや運営コストなどを考慮しますと、早急に自動運転バスの検討を始める状況にはないと考えます。

しかしながら、国を挙げて無人自動運転移動サービスの実現を目指しておりますことから、本村においても、国や先進的な自治体の取り組みを注視し、自動運転の技術の進歩や運営コストの削減、さらには、本村の自動運転バスの必要性などを考慮し、導入が必要と考えられる時期がまいりましたらば、議員の皆様の承認を得ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(下村 宏君) 松村広志君。
- ○4番(松村広志君) 2015年9月の定例議会の一般質問で私は、地方創生法における美浦村の取り組みについて質問をさせていただきました。

当法制を動く計画にするためには、徹したボトムアップの議論、いわゆる地域に根差したコミュニケーションづくりが必要と思われる。さらに、人口統計をもとに、特に安中地域(八井田・花見塚・土浦・大山)では約2割の減少となり、高齢化世帯への対応も含め、環境改善は急務といえる。今後、当該地域をはじめ、村内におけるライフラインの向上のためには、コミュニティバスの運行は有効と思われる。

また、さらに買物弱者を出さないために、循環型食糧販売車両や、公共施設を利用した曜日限定のミニスーパーの検討を提案いたしました。昨年3月より本村でも始まった移動スーパーは、日常の食品の買物などに、困難をきたしている多くの高齢者などに好評を得ているようです。そこでは、買物の目的とあわせ、常連の方と購入した弁当などを持ち寄り、複数人で食事会が開かれ、会話がはずんでいる、との事例も伺っております。

今後、先の自動運転バスの下地として、住民が集いやすい販売拠点を活用し、地域 を結ぶ循環型マイクロバスの検討も提案してまいりたい。

村役場やふれ愛プラザなど、村の施設や病院や郵便局、公共バスなどへのアクセス、 利用の頻度や規模など、運営の形式などは様々考えられるが、むしろ住民や村外から の意見を募ってもよいと考える。

移動スーパーの販売拠点を住民のコミュニケーションやふれあいステーションと見

ながら、今後、循環型のマイクロバスの停留所とし、村の各施設や民間の施設、路線バス・タクシーなどとの連携につなげられないか、より身近な住民の生活環境に沿ったライフラインの構築は、本村の自動交通システム構築への礎となり、持続可能な地域づくりにつながると考える。

このことを提案し、この質問を終わります。

続いて、昨年11月、公明党が提唱した子育て支援の充実を図るため、「全ての妊婦・子供・子育て家庭に対する伴走型相談支援」について、前回12月議会において質問させていただきましたが、具体的な事業内容については、2月に国から要綱が示されてからとの回答をいただきました。

今回は要綱が示され、具体的実施計画が立てられていると思いますので、一つ目の質問として、妊娠期から出産・子育てまでの具体的な伴走型支援についての周知と取り組みのスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長(鈴木 章君) おはようございます。

保健福祉部長 鈴木でございます。

松村議員の御質問にお答えいたします。

伴走型相談支援の具体的な内容は、妊娠届出面談、妊娠8か月面談、出生届出面談、 乳児家庭全戸訪問が主な伴走型相談支援として挙げられています。

美浦村で現在行っております相談支援は、保健師等による妊娠届出面談、心配等を抱えている方に対しては、妊娠期にも相談や妊娠の状況を確認し、出生届出後に電話等により出生時の状況や育児の状況、相談事等に応じ、乳児家庭全戸訪問を行っております。

今回開始されます、伴走型相談支援事業につきましては、今までの相談支援をより 手厚く切れ目なく、相談支援を行っていくものです。

この伴走型相談支援についての周知につきましては、現在、対象となっている方について、出産・子育て応援給付金のお知らせとあわせて郵送による周知を3月下旬から行っていくとともに、広報、ホームページにも掲載して、周知を行っていきたいと考えております。

また、これから対象となります、妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出生後の対象者については、妊娠届出時の面談、出生後の面談については、乳児家庭全戸訪問事業時に面談を行い、必要な支援につなげていきます。妊娠8か月頃については、アンケートを送付し、必要に応じて相談できるよう、面談又は訪問等による相談支援を行っていきます。

伴走型相談支援を担当します職員は、保健師、助産師、利用者支援事業相談員、栄養士等、相談内容により、個別に具体的な支援ができるよう体制をとっていきます。

また、対象となる本人が来所しなかった場合や、アンケートや申請書の返送がなかった方については、訪問等を実施し、相談をあわせてできるようつないでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 松村広志君。
- ○4番(松村広志君) 次に、伴走型相談支援とあわせて実施されます、出産・子育 て応援交付金における妊娠・出産・子育てを支援するための経済的支援についての周 知や給付の流れについてお尋ねします。
- ○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長(鈴木 章君) 松村議員の御質問にお答えします。

出産・子育て応援給付金は、令和4年4月1日以降の妊娠届出・出産した方を対象とする出産応援ギフトとして5万円、令和4年4月1日以降に出産したお子さんの養育者を対象とする子育て応援ギフトとして、お子さん1人当たり5万円を給付するものです。

周知につきましては、先ほどの伴走型相談支援事業でも説明いたしましたが、現在、対象となっている方につきましては、3月下旬に通知文と申請書を郵送し、周知してまいります。

給付金の申請は、原則、郵送で受け付けし、審査を行い、4月下旬頃から順次振り込みをできるよう準備しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 松村広志君。
- ○4番(松村広志君) 妊娠・出産応援給付金の支払い、また、本村ではそれぞれ現金給付の対応に対し、高く評価し、敬意と感謝をいたします。

以上で、二つ目の質問を終わります。

最後に、移動スーパーの販売について伺います。

昨年12月の定例議会でも、移動スーパーの取り組みについては質問を行いました。 今回は簡潔に伺ってまいりたいと思います。

事業開始から丸1年を機に販売拠点の変更など、運行スケジュールの見直しが行われているが、変更後の周知について改めて伺います。

○**議長(下村 宏君)** 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長(木村光之君) 松村議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパーにつきましては、これまで議会に御説明申し上げましたとおり、令和 4年2月7日に締結しました美浦村と株式会社カスミとの包括連携に関する協定により、令和4年3月28日より運行を開始し、令和5年3月20日より販売時間・一部ルー トが変更になります。

運行スケジュール変更後の周知につきましては、広報みは3月号にその記事を掲載 いたしました。

移動スーパーの新運行スケジュールのチラシを全戸配布するとともに、村内各施設 ヘチラシを配備し、そして、村ホームページへも掲載いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 松村広志君。
- ○4番(松村広志君) より住民に親しまれるための行政の支援についてお尋ねいた します。
- ○議長(下村 宏君) 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長(木村光之君) 松村議員の御質問にお答えいたします。

今回の移動スーパーの販売時間・一部ルートの変更につきましては、議員の方々に 御意見をいただき、ありがとうございます。

移動スーパーの運営は、株式会社カスミの営業活動の一環であります。

しかしながら、村民の生活に大きく関わることでもありますので、販売箇所の見直 し等、同社より相談を受けた場合は、真摯に対応してまいりたいと存じます。

村といたしましては、チラシの全戸配布、ホームページへの掲載、あわせまして、 村内各施設へのチラシを配備いたします。

また、村の施設を販売箇所として使用する場合は、行政財産使用料を免除いたします。

今後は、村民の利便性につながりますよう、株式会社カスミに対し、新規販売箇所 の紹介を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 松村広志君。
- ○4番(松村広志君) 今回の販売拠点の見直しには、事業者や担当課の御努力に感謝をいたします。

あわせて、本村での事業の環境を考えるとき、他の自治体に比べ、必ずしも営業の 環境が良いとは言えない。

本村でやっと始まったこの移動スーパー事業をより持続可能なものとし、1人でも 多くの住民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、本村での事業への助成の検討も 提案し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(下村 宏君) 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。 次に、葉梨公一君の一問一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

[5番 葉梨公一君登壇]

○5番(葉梨公一君) 5番議員、葉梨でございます。

通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、第7次美浦村総合計画の進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

美浦村では、第7次美浦村総合整備計画策定に当たっての村長の挨拶文の中で、

「人口減少・少子高齢化が顕著」とあるほか、総合計画第2編重点戦略の「基本目標2 住んでみたいまちづくり」「基本目標3 住み続けたいまちづくり」において、具体的な評価指標——KPIと申します、及び、これに対する令和6年度までの目標数値が設定されているが、KPIの目標達成に向けて、具体的にどのような取り組みをしているのか。

ここにある以外にも、実施している関連施策はあるのか。

特に、若年層の世帯分離に伴う村外流出防止を狙った対策についてお尋ねします。

○議長 (下村 宏君) 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長(木鉛昌夫君) 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策についてでございますが、総合計画の基本構想の中で、将来指標の一つ目の指標といたしまして、策定から10年後の令和11年、2029年の人口を約1万2,000人と想定しております。

この人口の指標につきましては、我が国の人口は減少傾向にあり、本村の人口も、現状のまま推移した場合、令和11年には約1万1,800人に減少すると見込まれているところでございますが、村民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、さらなる転入人口の増加と転出人口の抑制、出生率の向上に努めることにより、人口減少を抑制し、約1万2,000人と想定をしております。

令和元年の常住人口は1万4,612人ですので、そこから人口減少を2,612人に抑制する目標となっており、単純平均で、年間約260人程度に減少を抑制する目標値となっております。

赤枠で示しました、令和4年度の人口推計値は1万3,829人で、現実の人口は1万4,130人となっており、計画値より301人多い状況となっておりますが、直近の出生数を勘案しますと楽観視はできない状況であります。

次に、KPIの目標達成に向けての具体的な対策内容につきまして、お答えをいた します。

画面を御覧いただきたいと思います。

こちらは、KPIの進捗状況の一覧表となっております。

この実績値に基づく進捗状況につきましては、先月、美浦村総合計画検証委員会を 開催し、検証に合わせまして課題等の指摘をいただきましたので、検証結果を速やか に、来年度以降の取り組みに反映させていきたいと考えております。 次に、重点戦略以外の生活支援、健康管理、教育に関する具体的な対策についてお 答えをいたします。

総合計画には、重点戦略のほかに6つの章による基本計画があり、それぞれに、現 況と課題、方針を示しており、推進指標が設けられております。

こちらは、推進指標の進捗状況の一覧表となっております。

推進指標の中で、生活支援、健康管理に関する取り組みといたしましては、基本計画では、第4章・いつまでも安心・安全に暮らせる村づくりに掲げております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、思うように事業展開ができていないものもございますが、来年度は、茨城県後期高齢者医療広域連合からの高齢者保健事業介護予防一体的実施事業業務委託金を活用いたしまして、健康の保持増進のため、栄養指導の取り組みを強化し、生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図ることといたしております。

教育に関する取り組みにつきましては、基本計画では、第2章・子どもの健やかな 成長を育む村づくりに掲げました。

学校教育の推進指標一つ目の、児童生徒用PCの導入割合100%、こちらにつきましては、令和2年度に達成しており、二つ目の統合小学校の建設の令和6年度完了につきましても、達成の見込みとなっております。

その他の取り組みといたしましては、特別支援教育及び相談体制の充実を図ること が掲げられており、不登校、ひきこもりなど、相談の窓口、教育相談センターの設置 につきまして、来年度は人員の配置の拡充を図ってまいります。

次に、若年層の村外流出に対する施策につきましてお答えをいたします。

具体的な対策につきましては、総合計画の中に記載はされておりませんが、大学進学等のタイミングで、村外に転出してしまうことは、ある程度仕方がないことと考えておりますが、大学の進学のため、転出した方が、美浦村に戻ってくるような取り組みが必要と考え、総合計画の基本構想の将来指標の二つ目の指標として、村を愛する誇り指標、「美浦村が好きだ」と答えた中学生の割合を70%としております。

人口が減少する中でも、美浦村に対して愛着を持ち続けていただくことが、将来像に描いた「知りたい・訪れたい・住んでみたい」につながると考えており、一旦転出しても、また、美浦村にUターンしていただけるような取り組みが必要と考えております。

そのためには、基本計画の第1章・自然豊かで美しく住みよい村づくりの推進事業に関わられております、都市計画マスタープランの改訂とあわせて、木原工専地区、役場周辺地区の拡大、規制緩和等を目的とした地区計画の策定を行い、新規企業の誘致を図ることにより、就職先を確保することで、転出の抑制、またUターンにつながるものと考えております。

基本構想の地域づくりの将来像に掲げる幹線道路ネットワークの確立のための施策

といたしまして、第6章・みんなと一体となって進める村づくりで、地域の活力を高める道路整備の促進が掲げられておりますので、財源確保等の課題がございますが、道路の整備を進めることにより、産業基盤の整備充実を図ることでも、企業誘致につながるものと考えております。

若年層の村外流出に対する施策につきましては、総合計画にとらわれることなく、 近年の急速な社会環境の変化に対応し、先進事例等を参考にするなど、柔軟に対応し、 新たな施策を取り入れることも必要と考えております。

以上、答弁といたします。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) 前向きな御答弁ありがとうございました。

次に、村内小学校統合後の跡地利用についてお尋ねします。

村内の三つの小学校統合後の跡地利用につきましては、昨年11月に行われました区長会との懇談会での質問に対し、村長は、「令和5年6月頃を目途に基本的な考え方をまとめる予定」と回答しております。

それに向けて、村では現在どのような動きをしているか、資料収集、他の自治体との視察、ケース・バイ・ケースの想定、たたき台のプラン作成などの作業の進捗状況はどうなっているか。

本来であれば、小学校統合を決定しましたら、直ちに跡地や旧教育施設を今後どのようにしていくのか、検討しなければならないはずであります。

公共施設としての活用でも、民間利用を募るにしても、やることが山積しておるのは明らかであります。

跡地の未使用期間もランニングコストがかかり続ける、これまで先送りした理由は どのような理由があるのか、お尋ねします。

○議長(下村 宏君) 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長(中島 栄君) 改めましておはようございます。

葉梨公一議員からの質問にお答えをしたいと思います。

小学校跡地利用の、現時点での進捗状況ということでございますけども、跡地利用の検討を行います、美浦村学校施設跡地利用検討委員会の設置に向けまして、昨年の一一先ほど議員からも言われましたように、12月の定例会において、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改定を行っております。

次に、検討の時期につきましては、小学校の跡地利用は有効に活用する観点から、小学校開校までに方向性を示す必要があると考えておりますが、まずは来年度に行います――5年度ですけどもね、入札の後、6月議会に議会の承認を受け、そこで、建設が決定するということでございますので、決定した後に、跡地利用検討委員会を開きまして、6年度中には、方向性を示せるようにしたいというふうに思っております。

まずは、統合小学校の設計から、今年度やってきましたけども、ほぼ予算が積み上がりましたので、これに向けて、5年度に入札を行い、その入札の結果、議会の承認をまず得る。それをしないうちには先に進めませんので、ぜひその辺の議会の承認を得た後に、跡地利用検討委員会を即立ち上げて、村にとっていい方向性で、学校の跡地を使えるような方向に持っていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) 次に、新しい小中学校になっての課題といたしまして、中学校に隣接して統合小学校建設した後、小中学生とも同じ体育施設・グラウンドを使うことに不足や危険は生じないよう、想定・対策はできているのか、お尋ねします。
- ○議長(下村 宏君) 教育長 富永 保君

〔教育長 富永 保君登壇〕

○教育長(富永 保君) 葉梨公一議員の御質問にお答えいたします。

現在、統合小学校につきましては、令和7年4月の開校を目指して、美浦中学校体育館南側の国道沿いに建設する予定で事業を進めております。

このたびの御質問は、中学校の敷地内に統合小学校を建設することにより、中学校、小学校の体育の授業を行う際、活動場所の確保ができるかという御心配と存じます。

この点につきましては、令和2年度に、統合小学校の規模及び設置場所等について 検討を行った美浦村統合小学校建設委員会のテーマとして、美浦中学校敷地内に統合 小学校を設置した場合に、児童生徒数の増加により、部活動時、体育の授業時及び休 み時間等におけるグラウンドの狭小化による児童への懸念が話し合われ、これに対す る対応について、事務局で説明を行っております。

その概要を申し上げますと、「体育の授業について」に関しましては、「小学生と中学生の体育の授業時については、週に6時間程度重なると想定されますが、グラウンド、体育館、武道館及び教室等の活動場所を事前に年間指導計画を作成して調整することにより、支障は起こらないと考えられます」と申し上げております。

これにつきまして、もう少し詳しく申し上げますと、小学校では1学年3学級合同の学年体育で実施し1週当たり18時間、中学校は保健体育の教師が2名であることから各学年2学級と1学級に分けて1週当たり18時間、合わせて36時間となり、週に6時間程度重なります。

その重なる部分は、学習指導の内容と活動場所を考慮した、例えば、保健は教室で、 器械運動は体育館で、陸上運動はグラウンドで、ボール運動は体育館とグラウンドで、 武道は武道館でなどと、指導内容と活動場所を考慮した年間指導計画を事前に作成し て、調整をしておりますので、支障は起こらないと考えております。

また、「休み時間等について」といたしましたのは、「中間休みや昼休みにグラウンドや遊具で遊ぶのは、概ね小学生に限られると見込まれますので、休み時間等に、グラウンドで小学生と中学生が交錯して問題が生じる可能性は低いものと考えられま

す」とも申し上げております。

さらに、部活動時につきましては、今月末に、「美浦中学校の部活動在り方検討委員会」を創設して検討してまいりますが、これまでとは大きく様相が変わります。

令和7年4月に、統合小学校が開校するまでには、児童生徒に対する影響を極力無くしていくよう、教育委員会、美浦中学校及び統合小学校の関係者による体育館及びグラウンド等を含めて、施設利用について調整を図ってまいる予定でございます。

以上、葉梨議員への答弁とさせていただきます。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) 次に、雨天時の保護者送迎の集中増大に対する対策としまして、これまでも雨天時には保護者の送迎が増大しておりましたが、学校が1か所に集中したことで、送迎車両が学校敷地周辺に同時刻に集中することが懸念されます。

これに対する対策はあるんでしょうか。

御質問いたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 葉梨公一議員の質問にお答えいたします。

現時点における教育委員会の統合小学校開校時の児童の通学手段といたしましては、統合小学校までの通学距離が概ね2キロメートル以内の児童については徒歩で、概ね2キロメートル以上を超える児童につきましてはスクールバスを運行して対応することを想定しております。

また、令和7年4月の統合小学校開校時における児童数でございますが、現在、520 名程度を見込んでございまして、このうち、スクールバスで通学する児童は370名程度、 徒歩通学の児童数は150名程度になるとの見通しを持っております。

スクールバスの運行につきましては、児童の居住状況に応じまして、複数のルートを設定し、自宅付近に設置するバス停から乗車し、統合小学校に新たに整備するバスロータリーで下車することを想定しておりますので、雨天等の場合でも、原則、保護者等の車による送迎は想定されないと考えております。

一方で、徒歩通学の児童につきましては、雨天等の場合、一定程度の割合で保護者 等の車による送迎が想定されます。

このような場合、バスロータリーは、通学バスが滞りなく乗降できるように一方通行での運用を見込んでおりまして、バスレーン以外にも駐車スペースが確保できる設計としておりますことから、車による保護者の送迎にも対応できるものと見込まれます。

ただ、今申し上げましたものは、現時点で教育委員会が想定しているものでございますが、来年度から統合小学校の運営等について検討を行う美浦村統合小学校準備委員会で、雨天時等の保護者による送迎の混雑を緩和する方法を点検する中で対応が決

まっていくものと承知いたしております。

以上、葉梨議員への答弁とさせていただきます。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) 教育部長の御答弁は混雑しないというようなことでありましたが、現在でも中学生は、自家用車での送迎による通学をされている方が多く見られます。

そういった中で、今後、渋滞等が起きないような政策をとられますことを大いに要望いたします。

次に、都市計画道路のこれからの計画についてお尋ねします。

大山地区の上新田木原線は、木原地区の工事が完了すれば、大山地区付近まで対向 2車線の道路がつながりますが、大山地区内は未整備のままとなっております。

今後県道まで整備する予定はあるのか、お尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長(木村光之君) 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

茨城県竜ケ崎工事事務所には、現在、村の要望に応じて、国道125号線バイパス・県 道上新田木原線の整備をしていただいております。

議員御指摘の大山地区の上新田木原線改修については、長期にわたり、付近村民の 方も含め、整備の要望がございます。

大山地区の上新田木原線の改修につきましては、美浦村都市計画道路 上宿・大須 賀津線の整備完了後に、早期に着手していただけるよう、同工事事務所に要望してま いります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) 現在、木原浜地区の北側を通りまして、木原郵便局西側までは今整備中でございますが、湖岸地域の活性化を考えれば、阿見町島津地先へ接続して、阿見東インターチェンジへのアクセスを簡略化することが有効だと考えますが、いかがでしょうか。
- ○議長(下村 宏君) 経済建設部長 木村光之君。

[経済建設部長 木村光之君登壇]

○経済建設部長(木村光之君) 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

美浦村都市計画道路 上宿・大須賀津線については、県道上新田木原線として、茨城県竜ケ崎工事事務所により工事が進められております。

この路線の木原上宿地先から阿見町島津方面への延長につきましては、霞ヶ浦二橋 計画の現実性が見えたところで、村道1038号線・村道1001号線の県道への格上げ並び に延伸・延長を同工事事務所に要望する予定でおります。 以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(下村 宏君) 葉梨公一君。
- ○5番(葉梨公一君) かなり……平成29年度に、私、この質問をさせていただきましたが、前向きな答弁になってまいったことに安心しております。

そこで、お伺いします。

村長のお考えをお聞かせください。

○議長(下村 宏君) 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長(中島 栄君) 先ほど経済建設部長が答弁したと思いますけども、これは霞ヶ浦二橋がまずは、まだ、全然県としても動いていない。

でも、今の大井川知事もやる方向ではいるんですけども、実際、政務調査費がつかないと事業が進みません。

そういう意味で、前県会議長の伊沢県議に、議長時代に、議会として、そして、関連する自治体——土浦市も霞ヶ浦二橋に入っておりますので、議長として、ぜひこれを知事に、政務調査費をつけてほしい、それが二橋のまず始まりですよっていうことをお話ししました。

そうしたら、中島村長、実は私よりももっと言葉の重みのある議員が地元にいるんじゃないですか。まずはそこから政務調査費をつけてもらうように、まずは茨城県議会の中でその方向性を出してもらう。そして、そして知事が自分の政策の中にも載せてありますので、それを実現するためには、まずは、政務調査費をつけていただくことが、一歩先進める部分だと思います。

これも関連する市町村で、毎年陳情はしております。今年も行きました。

県の土木部長に政務調査費はいつ付くんですかっていう質問をしましたけども、濁 されてしまって、言葉は返ってきませんでした。

ぜひ、葉梨議員からも、研究会、また、国の予算も必要になってくると思いますので、ぜひ、議員のほうからも政務調査費が、まずつけることが、そこの二橋の第一歩になると思いますので、御尽力いただければ幸いかなというふうに思っております。

○議長(下村 宏君) 葉梨公一君。

○5番(葉梨公一君) 私のほうからお願いするよりは、村を挙げて村長のほうが先頭に立って、この件につきましてはお願いしていただきたいと思います。

湖岸の都市計画道路は、美浦村にとっても観光道路としては非常に、何といいますか、有力な観光資源になると思いますので、これから道路の整備を掲げていただいてきっちり整備していただいて、そうすれば大山公園の方へもつながりますし、ひいては茨城空港、霞ヶ浦二橋が完成すれば、茨城空港、土浦協同病院までも簡単に行けるというようなことになりますので、ぜひとも村を挙げて、みんなで努力してお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

以上で、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長(下村 宏君) 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。 ここで、会議の途中ではありますけども、暫時休憩といたします。 11時10分に再開を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時11分 開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。 塚本光司君。

[6番 塚本光司君登壇]

○6番(塚本光司君) 6番議員 塚本でございます。

通告書に従いまして、数点質問させていただきます。

中学校部活動の地域移行について、数点質問していきたいと思いますが、今回、今定例会に一部を改正する条例として上程されており、現時点では、暗中模索的な状態でのイメージとなりそうな感も否めないんですけども、是非、要綱なり要領なり、国・県から自治体へとおりてきたのでしようがないんだよっていうような、当然なんですよっていうようなですね、お役所的な答弁を飛び越えた応答を期待するところでございます。

さて、それでは、数年前から、学校部活動が、我々の頃の数十年前とは全く様変わりしていることは、昨今の報道またはその記事等で知り得るところでございます。

例えば、朝練が今、なかったりとか、月曜も午後の練習がない、土日はどちらかを休日にする。

夏休み等々も、長い休憩という……休憩じゃない、長い休日を作るなんていうところが私の頃とは全く違って、もうびっくりしているところです。

当たり前のように、学校内で顧問の先生から受けてきました指導が、外部の指導者へとこの2、3年をかけて移行させること、来年度からですね、これはとんでもなく大変なことだと、誰もが思っていることです。

まず、その外部指導の人材です。

もちろん、大変さ所以のファクターは両手で数えきれないほどあるわけなんですけ ど、全部上げると質問だけで終わりそうなので、ここでは人材だけに、あえて人材確 保の件だけに絞って質問をしたいと思います。

そこで、一つ目の質問です。

美浦村の中学校部活動の地域移行においての、村として、令和5年度から6年度の

筋道、そして3年目――令和7年度ですね、その末には移行を目指すというスケジュールには以前なっていたんですけども、そのことをどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 塚本議員の質問にお答えをいたします。

中学校の生徒がスポーツ・文化活動に親しむ機会は、これまで学校が部活動を設置・運営する形で確保されてきました。

しかし、学校の働き方改革への対応が必要になってきていること、また、少子化による部員不足で、生徒がスポーツや文化活動に親しむ機会が大きく減少することや、 選択肢が少なくなっていることが懸念されています。

本村といたしましては、先ほど議員も御指摘されておりましたが、今回の議会に提出させていただいている美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例にもありますように、今年度中に、美浦村スポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員、中学校などの代表者が参加する美浦中学校の部活動の在り方検討委員会を開催し、国が示す地域移行の改革推進期間の令和5年から7年までの期間に、どのような形で部活動を学校から地域に移行するかを検討してまいります。

以上、塚本議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- ○6番(塚本光司君) ありがとうございました。

今年度中——今月中ですね、もう何日か後だと思います。

美浦中学校の部活動の在り方検討委員会、こちらを開催するということ、そちら確認をさせていただきました。

これまでの中学校の部活動は、先ほどの答弁にございましたように、学校側で設置運営、そうですね、そのあとの管理とまで言っても良いんじゃないでしょうか。指導する生徒はもちろん、その保護者とのやりとりまでですね、戻りまして、その主たるところの生徒です。クラス、学年の垣根を越え、部活動を通して、生徒の成長、それらを学校部活動顧問の先生方が当たり前のように担ってきたわけです。これまでですね。

これらのことを全て外部指導者へ委ねる。

先ほど申しましたけど、土日、休日の指導なおかつ遠征などの引率ですね、そちらから、そのあと順繰り、平日の方へと優先順位的な考えがあるようなニュアンスが伝わってくるんですけども、そのような指導・運営等を行う団体組織なり、または個人にしましても、対価としてそこには料金が発生するわけです。

これまでの体制とは全く違う形となります。

生徒、保護者はもとより、働き方改革にしての先生方――指導に関わりたい先生も、

そういった先生も当然いることと思います。

不安であったり、期待の部分であったりいろいろと、その思いは入り混じっている ことと察するところです。

さて、近隣自治体を調べますと、すでに先行して数年前から地域への部活動移行を 実施している中学校、限られた一部の部活動になると思います、見受けられます。

様々な要因があってこそ、地域移行ができたことであり、美浦村として単独ではかなり至難の技であろうと、容易ではないと、そう考えます。

至難の技だ、容易ではないと、承知の上でできる限り美浦村、地元に関わる人材ですね、地元出身の人材なり、団体組織なりと考えてしまうもので、生まれも育ちも美浦村の私はちょっと古い考えなのかもしれませんが、郷土愛という考えでお許しいただければと思います。

そこで、二つ目の質問です。

できる限りですね、本村在住の人材を指導者とした地域移行が望ましいと考えます。 容易ではないと考えますが、村として、そのことについて対策を問います。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 塚本議員の質問にお答えいたします。

議員御心配のとおり、どのような形で地域移行を行うにしても、指導者の確保が大きな課題になると思われます。

この課題については、国が主導して、各都道府県に人材バンクを整備することが決まっており、令和5年度には開始されるものと思われます。

また、議員が心配されているように、市町村に大学が所在していたり、既に地域スポーツ団体が積極的に中学生を指導している市町村があるなど、地域のスポーツ環境により、指導者を確保できる状況は大きく異なります。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、本村の部活動地域移行をどのような形で 進めていくか、美浦中学校の部活動の在り方検討委員会において意見を集約した上で、 村の方針を決定してまいります。

その方針を決定する上では、村のスポーツ団体や指導者の協力や連携は必要不可欠 と考えております。

以上、塚本議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- ○6番(塚本光司君) 答弁ありがとうございました。

今ビッグパッドのほうにですね、今、地域移行ってほとんどの皆さん御存じだと思うんですけど、ちょっとそこに移し出してるんですが、確認すると、今中学校の状況というのは、この下側の黄緑色のところの、左側ですね、下の左側、それでそこには、○○中学校、そこに例えば美浦中学校と入れると単独で多分部活動をやってるんだと

思うんです。

ちょっとそこまで詳しく、コロナ等々あって行ってないんで分からない部分もあるんですが、そこに、今やろうとしてる部活動指導員、地域の人材とありますが、ボランティアで来てる人もいます。

それは、無償ボランティアですよね。

そこまでない部活動のところは、基本そこに学校の顧問の先生が教えてるっていう やり方です。

そこに、ひょっとすると自分の体を鍛えたいからと言って来てる私みたいなおじさんもいるのかもしれないんだけども、若い青年なんかも来て、一緒に子供たちと汗を流してるっていうような実情です。

それを、顧問をなくして、要は地域の部活動の指導員を外から連れてきて、そこに 対価なりお金を払ってどうですかっていうことで、基本的に来年度から進めていきた い、できれば7年度末にはそういう管理をしたいってことなんですが、幾つかの去年 の末頃からいろいろ変わってきたようですけども、はい、私のちょっとつたない説明 では何なんですが、来年度から改革集中期間としていた、その思惑、文言なんですけ ど、昨年の末、推進期間と改められたようです。

- 一歩後退したイメージがあります。
- 3年間では現実的に難しい、その判断のようです。

スポーツ庁が、昨年12月中旬まで、30日間ぐらいだったと思います、意見募集をして寄せられたほとんどが「3年間では現実的に難しい」「過疎地域でスポーツ少年団も無いんだ」と、「中学校の部活動をお願いできる人材も不足してるんです」と、そういった意見も寄せられたそうです。

そんな結果、推進期間というふうにちょっと一歩譲ったような文言に変わったのかなと思います。

基本的な問題、それと人材的な問題を示せば限りがありませんが、いずれにしましても、これから先行事例のない自治体——美浦村もそうだと思います。

自治体、中学校、そこが来年度に用意ドンでスタートするこのシステム、こうなる とどういうことになるでしょう。

国が主導、各都道府県に人材バンクを整備と、先ほど部長の答弁にございましたけども、美浦村ゆかりで人材を掘り出して、検討委員会の設置を待つまでもなく、もう今日から行動してはどうでしょうか。

数日後にあるんでしょうけど、検討委員会ですか、設置をもってして行動するって ことなんですが、今の流行り文句じゃないですけど、いつやるんだいつやるか、今で しょってやつで、もう早くやってほしいと考えております。

あまり焦ってせっかちにやってもしようがないので、三つ目の質問といたしまして、 再三申し上げてます指導者の確保については、来年度のなるべく早い段階で、方向性 を示し、準備していただくべきと考えます。

村の考え、いかがでしょうか。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 塚本議員の質問にお答えいたします。

これまで中学校教員により担われてきた部活動を地域に移行することで、議員御指摘のとおり、保護者の費用負担の増加や送迎の問題、地域部活動実行団体の運営の問題なども想定をされます。

また、活動中に生じた事故に対する保険の在り方、指導者の研修の在り方を含めた 質の担保についても検討が必要であると思われます。

重ねて申し上げますが、本年3月に開催を予定している美浦中学校の部活動の在り 方検討委員会で検討を行い、中学生が運動や文化に親しめる機会を確保し、生徒が学 校を卒業した後も楽しめる、いわゆる生涯スポーツ、生涯学習の充実を目指して、部 活動の地域移行について検討を進めてまいりたいと思います。

以上、塚本議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- ○6番(塚本光司君) 御答弁ありがとうございました。

私の質問よりそっちのほうに、図解している方に、期限きそうなんですけども、はい、いずれにしましても、相当にこの部活動を地域移行するということはかなり難儀であり、諸問題もあり、かなり手強い事案であることは間違いありません。

中学校における部活動が大きく変わる、変わらざるを得ない、そんな兆しということなんだと思います。

先ほどの、私申し上げました、スポーツ庁が昨年末部活の地域移行についての意見 募集で、過疎地域ではスポーツ少年団もない、——美浦村はあるんですよ。

部活動指導の人材不足である、多くそれも見受けられると申し上げましたが、我が村においては、スポ少なり、自身、体を動かしてきたよって言って指導に足を運んでくれる、結構な人たちがいます。

人材外部指導者を発掘すること、人材確保が不安要素の一つですので、条例の一部 改正は簡単ですが、1番大切なことはその先にあることであろうと考えます。

実は先月の2月2日に水戸のほうで、とある講演のために、私聴きに言ったんですけども、そのとき、よい機会だなと思って、ちょっとその前に単独行動で県庁まで足運んできました。

県の保健体育課で、部活動の地域移行についてっていうことをちょっと御教示いただいたんですけど、小一時間ちょっと話してきたわけなんですが、そこで、そこのビッグパッドに映されてる資料、何十枚も持ってきたもんですから、失礼ながら、分かりやすいもの数枚でお願いしますって説明を受けてきたんですけども、そのうちの2

枚だけそこに貼り出させていただいたんですが、お互いに苦笑いしちゃった部分があるんですが、そのときにふと、担当の職員の方いわく、全国でモデル校を選定して、 試行的に実証的にやるよっていうようなことをぽろっと言ってたもんですから、これ 美浦村って利点あんじゃないのかなと。

一つの、美浦村には中学校が一つですから、何か予算的にそっから引っ張られるんじゃないかなあとか、いろいろちょっと思いを巡らした部分があって、なおかつ、スポーツ少年団もある、美浦村にもあるし、指導員っていうか、剣道でも柔道でも野球でもボランティア的に来てくれる人がいるし、地元に総合的なレジャーをやってるNPOのとある団体もありますし、これは基本的に頼めば対価でお金がかかってくるんでしょう、それはもう父兄はちょっとお金今までかかんなかったものがかかるってことは大変だと思いますけど、なおかつそこに、美浦村から出向してる先生からそっちなんでしょうけど、村の教育長やったそこの御子息がそこにいたもんですから、ぜひ美浦村のために骨を折ってくれっていうことで話してきたんですけども、ぜひ村の方で、連絡をとって今度引き継いだらですね、そうすれば、ちょっと、用意ドンで、来期この辺の近隣の自治体で先行しない自治体がスタートするときに、10メートルでも一歩でも先に進んで、美浦村を先手取ってっていうことでできるっていうふうに私は思うんですけども、どうでしょう、その考え。

これ最後の質問ということで、何かあればですね。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 塚本議員の御質問にお答えいたします。

一歩でも先に、美浦村が先んじて要は指導者の確保をした方がいいだろうという御 指摘をいただきました。

議員が用意していただきました、このタブレットに表示されております、上のオレンジ色のスペースと下の黄緑色のスペース、今左下の緑色のスペースが美浦村の現状に一番近いかなと。

そのとおりでございまして、今国が申し上げておりますのは、上のオレンジ色のほうに、取りあえず週末の部活動移行をしようではないかと。

先程来の答弁のやりとりにもございましたが、令和5年から7年の3か年で移行進めていくべきだろうと。

国の方も若干、今指摘いただきましたように、トーンダウンしておりますが、茨城県のほうといたしましては3か年で少なくとも土日は移行しようというふうな方針が今出ておるところでございます。

それを踏まえまして、本村の、先ほど私の答弁にも若干ございましたが、スポーツ に関わる団体であったり、個人の方、そういう方々にアポイントをとって、実際のや っていただけないかという部分の相談をするに当たりましても、先程来答弁させてい ただいておりますように、まず村として、上のオレンジ色の仕組みに移行するに当たってどういうフレームを用意するか、ということを、先ほど申し上げました3月に始めます検討委員会で関係の人にも入っていただきまして協議をします。

そのフレームができてきた段階で、議員御指摘の、今ある資源の方々にお声掛けを させていただきまして、議員が心配されておりますスタートダッシュに失敗しないよ うに、本村としても進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたし ます。

- ○議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- ○6番(塚本光司君) ちょっと前向きな答弁と聞きましたんで、受け取りましたんで、どちらにしましても本当に大変なことだと思います、地域移行っていうのは。

ぜひ、引き継ぎをビシッとして、スタートダッシュ、来年度スタートできるように、 お願いしまして、要望としまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(下村 宏君) 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。 次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。 林 昌子君。

[10番 林 昌子君登壇]

O10番(林 昌子君) それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず1点目、交通弱者対策についてです。

第7次総合計画の中で、村民の公共交通への満足度が最も低く、喫緊の課題として、本村としても会員制のデマンド型乗り合いタクシー、やまゆりタクシーの運行の利便性向上を図っているところでございます。

しかしながら、高齢者の免許自主返納による利用者が増えて、予約がとれないとの 声が多く寄せられております。

住民が元気で安心して暮らせるためには、さらなる対策が必要と考えます。

そこで、今後の取り組み等をお尋ねをいたしますけれども、まず1点目、やまゆり タクシーの登録者数及び利用の現状はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

[保健福祉部長 鈴木 章君登壇]

〇保健福祉部長(鈴木 章君) 林議員の御質問にお答えいたします。

年度ごとの登録者数は、令和元年度が789人で、その後2年間ほどは数人ずつ減少しておりましたが、令和5年2月末現在の登録者数は804人となっており、令和3年度末より26人増えております。

タブレットのグラフを御覧ください。

上のグラフ、棒グラフは、登録者数を年代別にお示ししたものです。

登録者数、右下に合計の人数ございますけれども、804人のうち70歳以上の人数が643人と8割を占めております。

下の円グラフは、往路の目的地の割合を示したものです。

東京医大茨城医療センターと村内病院を合わせて、6割が病院への利用となっております。

次のページ、上の折れ線グラフは、平成29年度から令和3年度までの5年間の利用者数の推移を示したものです。

なお、本年度の利用者数、令和4年度の利用者数は、1月末時点で5,302人でございます。

下の棒グラフは、令和3年度と令和4年度の時間帯別利用者数の推移を示したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) コロナ禍の時期においての利用者が減少しているグラフではないかなと思いますけれども、それでも最近はまた、右肩上がりの利用者数になっているのがこのグラフで理解をいたしました。

年齢別ではほとんど高齢者との説明は理解しておりますけれども、10歳未満から若い人にも利用されておりまして、用途との広さが伺えます。

また、稲敷市方面への利便性の向上のために、昨今、稲敷市役所まで行けることになっておりますけれども、デマンドタクシーが稲敷市役所まで行くことを知らないという方が多いです。

そこで資料を御覧ください。

これは稲敷市役所前ロータリーバス停の駐車されている状況の写真でございますが、 JRバスとコミュニティバスが出発するところを写真を撮らさせていただきました。

また、これはバス停の時刻表の写真でございますが、市内を循環するコースには中 学校や高校も通るので通学利用もされているそうです。

村民の方がよく利用されるとぴあや江戸崎眼科にも行っているのが実状でございます。

佐倉方面にも行けますので、アピタやドン・キホーテ等の買物利用者も多くいらっ しゃるとのことでした。

そして、広域バスが運行されておりますので、ひたち野うしく駅まで行けております。

家族に頼らずに自力で電車にも乗れるわけです。

このような情報を知っていれば、村民の方の行動範囲が広がり、利用者も増えるのではないかと思います。

そこで、稲敷市役所からのバスの運行表の周知はどのようになっているかをお尋ね

いたします。

○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長(鈴木 章君) 林議員の御質問にお答えいたします。

稲敷市役所からの各種バスの運行につきましては、現在は美浦村ホームページで御 案内できていない状態でありますので、やまゆりタクシーのページで、稲敷市役所発 着の主な路線を御案内できるようにしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- **○10番(林 昌子君)** やまゆりタクシーの案内チラシにも、稲敷市役所まで行けることを明記していただきたいです。

バスは稲敷市から委託されていますので、市としてバス停や時刻表の問い合わせに 対応してくれています。

担当課の電話番号の明記がされれば、村民の方が自分でお問い合わせができて、助かると思います。

実際に利用されている美浦村の方にお伺いしました。

「結構本数が出ているので助かっているのよ」とのお声を伺いました。

ぜひ、利用が広がることを願います。

次に、やまゆりタクシー利用混雑時台数の検討について伺います。

先ほど示されました時間帯別利用者数の推移を見ますと、11時と13時が多いです。

利用者の声を聞きますと、11時の利用が多いけれども、帰りはデマンドタクシーの利用ができず、タクシーで帰っている。

また、茨城医療センターに朝一番で行かれた方も、帰りが12時頃になる方が多いと 言われております。

12時から13時台の運行要望が多いようです。

また、混雑時だけでも台数を増やしてほしいとの要望があります。

予算化が難しいことは理解をしておりますが、利便性向上のために必要であると考えます。

昨年9月にも同僚議員が同様の質問をしております。

しかしながら、それ以降にも住民からの要望は変わっておりません。

再度検討を求めるとともに、予約センターの件も含め、どのように改善がなされているのかをお尋ねさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長(鈴木 章君) 林議員の御質問にお答えいたします。

やまゆりタクシーの運行につきましては、1日8便、2台の車両で運行しておりま

す。

乗り合い型の運行のため、数か所回りますので、1時間で走行できる距離・1便当たりで輸送できる人員も限られてまいります。

そのようなことから、利用希望が集中する場合が出てまいります。

このような場合も、予約センターでは利用できる別の時間帯への御案内等、希望の 便での御利用が叶わない方へも丁寧な説明を心がけるよう取り組んでおります。

新たに12時発の便を設定することにつきましては、村の地域公共交通会議において 過去に開かれた会議におきまして、「労働時間の関係で、運転手に休息する時間をと らせるため、連続した時間での運転の時刻編成は認めがたい」という内容で委員であ る運輸局から意見があがっております。

また、2台運行の現状では昼食の時間をずらして運転したとしても、11時または1時発の時間帯に1台のみの運行となり、かえって予約が取りづらくなるのではないかと懸念をしております。

混雑時の利用台数の増による対応につきましては、そのための車両や運転手の確保、 委託料が増える問題などがあり、また、運行時刻の変更は、村地域公共交通会議で協 議し同意されなければ許可されないことから、対応は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) 現状、難しいという答弁は、過去何回も伺っているわけで ございますが、できないではなく、知恵を出し合い改善する時期が来ていると危機感 を感じているのは私だけでしょうか。

ここにいる誰しもが、いずれは運転できなくなります。

そうなってからでは、美浦村で生活ができません。

全国的に工夫されている代表的な取り組みを、ここで紹介をさせていただきます。 資料を御覧ください。

北海道の中頓別で行っている「なかとんべつライドシェア」です。

これは、利用者から受け取るのはガソリン代とシステム利用料金のみの完璧な住民によるボランティア輸送です。

Uberというアプリ予約を導入していますけれども、電話で代理予約してあげることもされているそうです。

ドライバーの方は40歳から50歳代中心で、現在10名で運行しているそうです。

利用時間が365日、8時から24時と、このように明記をされておりますけれども、コロナ禍以降、実際、現在では9時から17時30分、土日休みというふうに運行が変わっております。

現地では、ハイヤーや介護タクシー会社も実際あるわけですけれども、そういう会 社も巻き込んで実施をしているとのことです。 保険会社の好意で保険に加入をしていただいているので、安心して運行しているそうです。

その他、ハイヤー券の助成を70歳以上の方に年間48枚配布をして、ハイヤー会社の 利用促進も図っているということでございます。

これは、とても参考になる件ではないでしょうか。

また、次の資料、京都府京丹後市の例ですけれども、京丹後市地域公共交通会議で支え合い交通の運行が承認されて、実施をされた事業でございます。

これは、市がスタートしたデマンドバス運行をNPOが受託して、デマンド型タクシーが切望され――1回受託をしたわけですけれども、バスではなく、デマンド型タクシーが切望されたことで、地域住民参加型で実現をした事業でございます。

ドライバーは現在16名、自分の自家用車を使用しております。

中頓別同様、Uberアプリを活用しております。

料金はおおむねタクシーの半額ということで設定をされていて、予約が入ったら近くにいる人が送迎をする方式なので、待たせることもなく、送迎をされているということです。

保険も、移動サービスNPO等向け自動車保険等に加入をして運行しているという ことでございました。

次の資料、兵庫県豊岡市でございます。

地域主体交通「チクタク」という命名で運行しております。

これは、12年前から実施をされている事業でございます。

バス路線3路線の廃止によって、地域主体交通政策導入を検討して行った結果、地元の関係者で組織をする運営協議会が主体となり、豊岡市の支援を受けながら運行している事業でございます。

これは、バス路線の廃止でございますので、定時に迎えに行くというバス、バス停 方式の運行方式です。

車は4台、その車は全て市から無償貸与、他、ガソリン代、車検代、タイヤ交換、 雪が積もったりする地域でございますので、タイヤの交換等も全て市が受け持ってい るということです。

運行は、週3回です。

前日予約で乗車はバス停で乗るわけですけれども、帰りは荷物等あるということも あり、帰りは自宅側まで送ってくださるという方式をとっていただいております。

免許は大臣認定講習ということで、2級相当の免許が取れます。

その費用は全て市が負担をし、現在60歳から70歳の方がドライバーとして運行して関わっていただいているそうです。

利用者の方からは、動く社交場だと、とても喜ばれているというお話を伺いました。以上のように、全国ではボランティア運送、自家用有償旅客運送など、地域の実情

に合わせて地域住民主体の取り組みをしています。

また、美浦としても、社会福祉協議会の車を活用して、2種免許取得者に運転をお願いするなど方法も考えられるのではないかとか思います。

これらを含めて、今後の本村の対策展望について、村長のお考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(下村 宏君) 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

〇村長(中島 栄君) 林議員よりですね、デマンドタクシーについて御質問がありました。

これももう十何年も、村としてはやってて、この地区では早めの対応をしたわけなんですけども、利用状況については2台という部分で、利用者が多くなる時間帯はなかなか利用が難しいというのは聞いております。

今、先ほどですね、全国の4自治体のいろんな取り組みをしている部分がビッグパッド、それで表示されましたけども、でも、これについても美浦の中の運行をしているデマンドを担っていただいてる会社、ここと再度詰めて、どのような方法で利用者に不便をかけない運行ができるか、ここは再度詰めていかないと、一概にタクシー会社に依頼して、全て同じようにそういうものが美浦の中で立ち上げることができるかどうか、あとは賃金のこともあろうかと思います。

そして、また社協の方の車も利用しながらというふうなお話もありましたけども、まずは運行している事業者と詰めて、改善ができるかどうか、それが1番の運行しているところが、運行できなくなるような事態に陥ってしまうと、これはもっと最悪な状態になる可能性もありますので、できればまずは今の不便な、ちょっと難しいという利用者からの意見を運行している事業者と詰めて、どの辺の改善点をすれば少し前進できるかということはやっていったほうがまずはいいのかなと。

当初、始めた頃は1,400万ぐらいで運行をしていただいておりますけども、いろんな 諸事情で経費もかかって、1,800万ぐらい、400万からちょっと上がってきている状況 にございます。

そういうこともありますので、ぜひ運行する側の改善点も含めて、今2台なんですけども、もう1台が必要なのか、それともワンボックスカーとセダンであれば、乗り切れない部分をワンボックスカーを2台にしていくのかというような、あとは6人乗りなのか9人乗りなのか、その辺も踏まえて、まずは事業を行っているところと詰めて、議員おっしゃるような解決策はよその自治体でもやっているというのは理解しましたので、まずはよその地域の良いものを導入するよりも、今担ってくださってる事業者に改善点はどこをどうすれば改善してできるものなのかということは、やっぱり必要になってくるのかなと。

車を増やせばやっぱり陸運局との調整も必要になってきますし、その辺、今の状況の中で改善できるようなものがあるかを、模索はまずしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- ○10番(林 昌子君) 村長から現状の中で改善できることを模索していくという、 大まかな答弁ではございますけれども、村長の答弁を踏まえて、今でもできる対策、 私なりに考えました。

それは、例えばさくら観光1社だけではなく、他のタクシー会社2社も巻き込んだ 改善策をどうでしょうか。

12時から13時の1時間もしくは11時から14時の3時間、例えばさくら観光で3台出すのが厳しければ、そういうタクシー会社の方に委託をすれば混雑時でも予約可能で、利用者の要望に応えられ、さくら観光ドライバーの働き方改革も守られ、2社のタクシー会社の仕事量が増え、全て改善されます。

タクシー運転手は歩合制ですから、お客を乗せて走らなければ収入になりません。 生活できず、やめてしまうんです。

会社側は募集しても応募がなく、運転手不足で、何とか調整してぎりぎりの経営を しているのが現状でございます。

そういう意味では、免許返納する村民も現状の改善がなされなければ、日常生活が 円滑に行えず、村外に引っ越しされる方が増えてまいります。

家族や友人に頼らず、自力で行動できる人口を増やすことが、美浦村で元気に住み続けられる人を増やすことにつながると私は思います。

その点、最後に、村長もう1回、そういうような村内の企業を利用して運行するということも視野に入れた検討ができないかどうかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長(中島 栄君) 議員のおっしゃるね、検討してということなんですけども、まずは現行の担っていただいてる事業者が、どういう、自分のところでも改善ができるか、そこをまず見極めて全てがそこでできるということがなければ、議員おっしゃるような、地域の公共交通を担ってくださってるタクシー会社がどういう条件なら参加できますよということも聞かないと、よそでやってるからやれるでしょうで、なかなか難しい部分もあると思いますので、その辺まずは事業していただいてるところの意見をいただきながら、また、タクシー会社もそういうことの金額的な部分・時間帯の部分、そういうとこも踏まえて、うちでもそれは参加できますよ、協力できますよというものがないと、一概に村からこれでお願いしますという部分にはいきませんので、そういう調整をするためのまずは事業者と地域の旅客を運送する会社との調整は、まずは調整の部分で、投げかけていきたいなというふうに思います。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- ○10番(林 昌子君) 私は何の根拠もなく言っているわけではございません。 一応、タクシー会社にも確認をとりました。

そういう条件でこの時間限られた時間、ある程度分かってる時間の中で運行することは可能ですよという答弁もいただいております。

ですので、企業も人も共存するための施策は、思い切りが必要だと私は思います。 村長が5期目に出馬するに当たり、交通弱者対策は目玉の公約に掲げてほしいと願っております。

もし返り咲きされた場合は、予算がないからできないで通すのか、予算の捻出に努め住民の要望にこたえるのか、しっかりと見据えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

○議長(下村 宏君) 林議員ここで……。

ここで、会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。

よろしくお願いします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 引き続いて、林 昌子君の一般質問をお願いをいたします。 林 昌子君。

[10番 林 昌子君登壇]

O10番(林 昌子君) 午前中に引き続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次に2点目、香害被害対策について質問をいたします。

近年、家庭用品から揮発するにおいによる健康被害「香害」に苦しむ人からの相談が国民生活センターに寄せられる中、教育現場でも敏感に反応する子供たちが不登校になるなど、学習の機会さえも奪っています。

香り付き製品のにおいは有害物質が含まれ、子供の脳の発達に悪影響を与える可能性があるとの認識が共有されることは必要であると考えます。

香害についてはまだまだ認識度が低く、一般の消費者は洗濯洗剤や柔軟剤を香りで 商品を選ぶなど、香りが日常生活の中であふれている状況になっているように感じら れます。

このような中、香りで苦しんでいる方や化学物質過敏症で苦しんでいる方がいらっ しゃることを知らずに過ごしている方がほとんどではないでしょうか。 香害で苦しんでいる方がいらっしゃること、ぜひ気づき、分かっていただけるよう、 ポスターやホームページでの呼びかけを行ってほしいと思いますが、本村の取り組み を伺います。

いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長(下村 宏君) 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長(鈴木 章君) 林議員の御質問にお答えいたします。

香りの問題で苦しんでいる方がいるということの周知につきましては、タブレット の資料を御覧ください。

「その香り 困っている人がいるかも」と題するこのポスターは、柔軟剤などを使用する使用者への香りのマナー啓発を推進するため、消費者庁が作成したポスターです。

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の連名となっております。

このポスターを活用させていただき、役場や中央公民館、地域交流館など、各公共施設に掲示させていただくとともに、ホームページによる周知も行っていきたいと考えております。

また、経済課で管轄します消費生活センターからも、広報の消費生活センターから のお知らせ等を活用し、香りの問題について掲載し、周知を行ってまいります。

香りの問題で苦しんでいる方にとって、少しでも周りの方が理解していただけるよう、関係機関にも御協力していただき周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) ただいまの答弁で、公共施設等へのポスターを張っていただくとの答弁いただきました。

多くの方の目に留まって、知らなかった方に理解をしていただけるよう願うところ でございます。

また、ホームページや関係機関の協力をいただいて、周知への御協力を依頼すると の前向きな答弁に、感謝を申し上げます。

そこで資料を御覧ください。

これは、牛久市のホームページが2022年7月に、参考として資料提示させていただきました。

この取り組みで少しずつ香害への理解の輪が広がることを期待しております。

次に、ニュースつくば、香害の、下の資料でございます。

これは、つくば市の教育委員会が洗濯に注意を促すチラシを配布したとの2019年6月の記事です。

「白衣の強い臭いで、給食が食べられない児童がいる。子供が持ち帰った白衣は、

洗濯してもにおいは残り、アイロンをかけたらにおいが立ち上がって気分が悪くなった」という話があったことを受けまして、市としては強い香りの使用について、保護者に配慮をお願いするチラシを配布されました。

次の資料ですが、元凶は揮発性有機化学物質であるという記事でございます。

これは、土浦市に在住の元産業技術総合研究所の研究者の方の記事ですけども、この方は杉並区にお住まいだったんですね。そのときに空気汚染になって、ある日突然に化学物質過敏症を発症されました。

化学物質が付着した家財を全て捨てて、27年前に土浦市に転居されました。

「化学物質過敏症は誰にも起こりうる可能性がある。他人事と思わず使っている香 り製品などが自分や子供の体に悪影響を及ぼすかもしれないとの認識に立って買い物 すべき」と警鐘を鳴らされています。

それがもう27年前にあったということに、私自身も自分自身の無知さを痛感したと ころでございます。

そこで、給食白衣洗濯の柔軟剤使用の自粛について、どのようにお考えかを伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、香りの問題の原因で最も多いのが柔軟剤と言われております。 このような状況の中、村内の学校で香りが原因による化学物質過敏症等の健康被害 を発症した児童生徒が発生した場合は、当然のことながら、当該児童生徒に対する学 校生活上のケアを行うことが第一義であると考えております。

一方で、議員御指摘の白衣についてでございますが、現在村内小中学校は、エプロン等を使用して給食の配膳を行っております。

こちらの着用したエプロンは、配膳を行った児童が自宅で洗濯をしているところで ございます。

香りの問題は非常にデリケートで、使っている方にとっては自分の好きな香りだと 思っても、周りのほかの人にはその香りが不快であったり、その香りを嗅ぎ続けるこ とで健康被害が生じることもあるかもしれません。

つきましては、あくまでも注意喚起、配慮を求めるお願いベースとはなりますが、 エプロンを各児童の御自宅で洗濯する際には、ただいま申し上げてまいりましたよう な香りで苦しんでいる人がいるということをお知らせし、極力香りの少ない、あるい は無香料の柔軟剤や洗剤を御使用いただくよう御案内してまいりたいと存じます。

なお、補足になりますが、既に大谷小学校では「ほけんだより」の中で、ただいま 申し上げた白衣等の洗濯についての配慮をお願いする通知を発出しておりますことを 申し添えまして、林議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- ○10番(林 昌子君) 大谷小のほけんだより、素晴らしいですね。

もうこのような取り組みをされているということで感激をいたしました。

そこで再質問をさせていただきます。

大谷小学校ではほけんだよりに周知したとのことですが、保育所、幼稚園及び他の 小中学校の保護者に対して理解を深めてもらう方法はどのようにお考えでしょうか、 お尋ねをいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の質問にお答えいたします。

保育所、幼稚園を含め村内全小中学校の父兄に情報を伝達する方法としては、「スクリレ」というシステムを運用しております。スクリレは文字だけではなく、画像などのファイルを添付することができるため、鈴木部長がお答えした、「その香り 困ってる人がいるかも」のポスターを送信させていただき、全父兄への周知を図ってまいります。

また、鈴木部長も答弁させていただきましたが、広報みほ・村ホームページやあわせてSNSなども活用し、広く村民への周知を行ってまいりたいと考えております。なお、ホームページでお知らせのとおり、広報みほの紙面はスマホアプリ「マチイロ」にも掲載されております。

以上で、林議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- **○10番(林 昌子君)** ただいまの答弁で、スクリレを使ってということは本当と ても有効ですね。

全ての保護者が登録していますので、そこにアップすることで全ての方が見られる ということで、とても有効なツールであると思います。

また、マチイロもホームページのほう……広報みほのほうにも掲載されておりますので、そういう意味ではいろんな角度からこのこと香害に対しての周知をされるということが、ただいまの答弁で本当に展望が見えてまいりまして、とてもありがたく思っております。

実際にですね、周知したときは、大体最初は周知するのですが、大体年数が経つとされなくなってくるケースもございますので、学年が変わる、年に1回ですね、新年度とかそういうタイミングをもって有効な発信がされると、認識がまたさらに強くされるのではないかと思いますので、その発信の期間の件に関しても、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

香害についての初めての質問に対しまして、このように研究をしていただいて、最

良の対策を考えられたことに、まずもって担当部局の皆様に敬意を表する次第でございます。

実際香りといいましても、2通りあると思います。

アロマテラピーなど、人間の生理的な活動をコントロールする自立神経系・ホルモン系・免疫系に影響を与えるために心身のバランスを整えると言われています。

天然の芳香植物の香りには症状を緩和する成分が実際に存在するので、アロマテラピーは100%天然の芳香植物を使った自然療法で、今回問題視されておりますイソシアネートという有害物質を使って作られている柔軟剤や洗濯洗剤などとは真逆の香りであります。

ですので、今回の質問は個人的な使用にまで踏み込むものではなく、共有する場所とか、共有するものについてのみの周知のお願いをするわけでございます。

化学物質過敏症にならないよう、私たちも消費者として賢くならなければと改めて 痛感をいたしました。

ここで、私の香害についての質問を終わらせていただきます。

最後の質問に移ります。

ふれ愛プラザ周辺交差点について、質問をいたします。

125号バイパス交差点と美浦中学校側道路利用者から安全対策の要望が寄せられております。

これは交差点の写真でございますが、これはあくまでも1例ですが、信号をバイパス側から右折しふれ愛プラザに右折する車がいたときに、反対側の道路が渋滞をしている状況が見られると思うんですけども、美浦中央病院側から来て美浦中方面に向かう車がなかなか右折できない状態の写真であります。

この黒い車ですね。

美浦中央病院側から来て、信号手前を美浦中学校側に右折する車の後ろに、信号を 右折する車がいるときはもっと複雑な混み方をしております。

手前にいる白い車も、右折待機車でございます。

また、美浦中学校側から来て信号方面に右折する車と、美浦中央病院側から来て信号手前を右折する車と、バイパスから信号を右折する車が交差するときに遭遇して、とても危険な思いをされた方々が何人もいらっしゃり、交差点の形態を何とか変えられないものか等の相談が寄せられました。

そこで、この状態、現状ですね、課題及び今後の方向性をお尋ねさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(下村 宏君) 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長(木村光之君) 林議員の御質問にお答えいたします。

竜ケ崎工事事務所に設計の経緯を問い合わせしましたところ、日本郵便局から国道 125号線バイパス役場東交差点に向かう村道108号線の丁字路と、美浦中学校から地域 交流館みほふれ愛プラザに向かう村道109号線の丁字路の二つの路線を安全に接続する ため、同工事事務所と稲敷警察署で協議し、できるだけ丁字路と丁字路の距離を長く 取れるよう設計し、現在の交差点形状となりましたとのことでした。

丁字路と丁字路の距離は約50メートルと伺っております。

国道125号線バイパスが全面開通し、村道108号線と村道109号線が村道として供用が開始する前に、さらなる改良をしていただけるよう、同工事事務所にお伝えしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- ○10番(林 昌子君) 多分、計画のときにはそれなりに最良の形ということで設計をされたということは理解をするわけですが、実際50メートルの距離の間隔と言われても、目視で見るとそんなに差が開いてるように見えず、要は信号で右折する方、信号手前で右折する方が、この距離というのはちょっと危険なような形状にどうしても見受けられてしまいます。

ふれ愛プラザの入り口もあるということで混雑が増えていますので、車の流れのシミュレーションと予想が外れているように感じるわけでございます。

しかしながら、125号バイパス、稲敷方面ですね、開通すれば、バイパスを直進して、 稲敷方面に行く車が増えて、混雑が解消されると予想されるわけであります。

そういう意味では、早期の開通を願うばかりであります。

開通までの間に大きな事故がないように、ドライバーへの安全運転、ウインカーの 義務徹底、結局ウインカーを……今右折する車はウインカーついてますけど、ウイン カーをつけないで曲がる車がありまして、私自身もぶつかりそうになった経験がござ います。

ですので、これはドライバーのマナーではございますけれども、何とかそういう義 務の徹底化、何らかの形で注意喚起がなされることが必要ではないでしょうか。

そういう意味で125号バイパス開通まで大きな事故がないことを願い、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

- ○議長(下村 宏君) 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。
- ○議長(下村 宏君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。 本日はこれにて散会といたします。 お疲れさまでした。

午後1時17分 散会

令和5年第1回 美浦村議会定例会会議録 第3号

.....

令和5年3月10日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第4号 村道路線の廃止について

議案第5号 村道路線の認定について

議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例

議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する 条例

議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正 する条例

議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例

議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例

議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)

議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第8号)

議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

(委員長報告・一括審議)

議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算

議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算

議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算

議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

(議案上程・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下	村		宏	君	2番	小	泉	嘉	忠	君
3番	北	出		攻	君	4番	松	村	広	志	君
5番	葉	梨	公	_	君	6番	塚	本	光	司	君
7番	岡	沢		清	君	8番	飯	田	洋	司	君
9番	Щ	崎	幸	子	君	10番	林		昌	子	君
11番	小	泉	輝	忠	君	12番	沼	﨑	光	芳	君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村					長		中	島		栄	君
教		7	長		富	永		保	君		
総	務				長		木	鉛	昌	夫	君
保	健	福	祉	部	長		鈴	木		章	君
経	済	建	設	部	長		木	村	光	之	君
教	育 部			長		菅	野	眞	照	君	
総	務		課		長		青	野	克	美	君
企	画	財	政	課	長		大	竹	裕	幸	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	柳	堀		浩
書					記	木	村	弘	子
書					記	渡	邉	涼	介

午前10時00分 開議

○議長(下村 宏君) 改めまして、皆さんおはようございます。

第1回定例会の御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長(下村 宏君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長(下村 宏君) 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第4号 村道路線の廃止についてを議題といたします。 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第2 議案第5号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第3 議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第4 議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第5 議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第6 議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第7 議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第8 議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第9 議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第10 議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの 給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第11 議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第12 議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部 を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第13 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第14 議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算 (第8号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第15 議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○**議長(下村 宏君)** 日程第16 議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○**議長(下村 宏君)** 日程第17 議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第18 議案第21号 令和4年度美浦村水道事業会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○**議長(下村 宏君)** 日程第19 議案第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補 正予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第20 議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算から、 議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題とし、一括 して審議をいたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審查特別委員長 山崎幸子君。

○**予算審査特別委員長(山崎幸子君)** 令和5年度美浦村当初予算の7議案について、 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和5年3月1日、本議会において設置され、同日、議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算から、議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算の7議案が付託となりました。

特別委員会は、3月1日、3日の2日間開催いたしました。

3月1日の特別委員会においては、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予

算審査特別委員長に私、山崎幸子。副委員長に林 昌子君が選任されました。

3月3日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第23号 令和5年度美浦村 一般会計予算から、議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算の7議案につい て、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算から、議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算について、いずれも全員賛成により可決いたしました。 以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

○議長(下村 宏君) 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第23号から議案第29号までの7件を一括採択いたします。

議案第23号から議案第29号までの7件についての委員長報告は、全て原案可決とするものであります。

本件7件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第29号までの7件は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第21 発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付を しております。

お諮りいたします。

本案について会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(下村 宏君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第22 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出 がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 以上で、本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。 これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

なお、最後に、議員の皆様と現執行部の皆さんには、本4年間大変お世話になりました。

これで今定例会を閉じます。

お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員塚本光司

署 名 議 員 岡 沢 清

署名議員 飯田洋司

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

令和5年3月1日 開議

- 1. 審查案件
- 1)特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

.....

1. 出 席 委 員

委員	長	Щ	崎	幸	子	君
副委員長		林		昌	子	君
委	員	下	村		宏	君
IJ		小	泉	嘉	忠	君
IJ		北	出		攻	君
IJ		松	村	広	志	君
IJ		葉	梨	公	_	君
IJ		塚	本	光	司	君
JJ.		畄	沢		清	君
J)	1	飯	田	洋	司	君
J)	1	小	泉	輝	忠	君
J	1	沼	崹	光	芳	君

1. 欠 席 委 員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長柳堀浩書記木村弘子書記 渡邉凉介

○議会事務局長(柳堀 浩) それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、 美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務 を行うことになっております。 出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいた します。

○**臨時委員長(小泉嘉忠君)** ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、御協力よろしくお願いいたします。

午前10時30分 開会

○臨時委員長(小泉嘉忠君) ただいまの出席委員数は、12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、予算審査特別委員会を開会いたしま す。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時委員長(小泉嘉忠君) 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**臨時委員長(小泉嘉忠君)** 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。 それでは、山崎 幸子君を委員長に指名いたします。 ただいまの指名に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時委員長(小泉嘉忠君) 異議なしと認めます。

よって、山崎 幸子君が委員長に当選されました。 御協力ありがとうございました。

それでは委員長と交代をいたします。

○委員長(山崎幸子君) それでは、委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長選挙の方法は、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決定いたしました。 それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。 ただいまの指名に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長(山崎幸子君) 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月3日午前10時から開催いたしますので、 よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時33分 散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

令和5年3月3日 開議

.....

- 1. 審查案件
- 1) 議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長 幸子君 山崎 副委員長 林 昌 子 君 委 員 下 村 宏 君 IJ 小泉嘉忠君 北 出 攻 君 IJ 松村広志君 葉 梨 公 一 君 IJ 塚 本 光 司 君 IJ 岡 沢 清 君 飯田洋司君 IJ 小泉輝忠君 沼 﨑 光 芳 君

1. 欠 席 委 員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中 島 栄 君 富永 教 長 育 保君 総 務 部 長 木鉛昌夫君 保 健 福 祉 部 長 鈴木 章君

済 建 設 部 木 村 光 之 君 経 長 教 長 菅 眞 照 君 育 部 野 務 長 克 美 君 総 課 青 野 課 長 裕 幸 君 企 画 財 政 大 竹 税 務 課 長 佐 藤 大 吾 君 収 納 長 嶋 幸子 課 成 君 民 課 長 洋 子 君 住 嶋 光一 君 会計管理者兼会計課長 出 澤 長 福 祉 介 護 課 葉 梨 美 穂 君 健 康 増 進 課 長 藤 田 良枝君 保 洋 子 君 国 年 金 課 長 浅 野 長 都 市 建 設 課 米 澤 稔 君 経 済 課 長 慶 將 暢君 正 生. 活 安 全 長 笹 倉 英 雄 君 課 上 下 水 道 課 長 員 城 達也 君 学 校 教 育 課 長 久 登 君 小 山 子 育て支援課 長 福 田 浩 子 君 生 涯 学 習 克彦君 課 長 吉 原 稚 和子 幼 袁 長 矢 﨑 君 大 谷 保 育 長 保 科 八千代 君 所 保 木 原 育 所 長 鉛 木 玉 恵 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長柳堀浩書記木村弘子書渡邊凉介

午前9時58分 開議

○委員長(山崎幸子君) 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は、12名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

委員並びに執行部に申し上げます。

委員におかれましては、質疑の際、予算書及び事業概要書等の当該ページ、並びに 事業名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

また、質疑される際、質疑事項が2問以上にわたる場合は、1問ずつに区切って質疑されるよう、併せてお願い申し上げます。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今定例会において、当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第23号から議 案第29号までの7議案となっております。

なお、一般会計予算の審査の順序については、歳入全般から行い、歳出については、 款項目の項ごとに議会費から順番に行います。

○委員長(山崎幸子君) それでは、議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算を 議題といたします。

初めに、歳入、16ページから43ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、22ページから23ページにかけてなんですけども、そちらの23ページの上のほうです。上の、1番上のマスのところの、1行政財産使用料の中の、右側説明でいくと、10番の駐車場使用料ですね、これは職員の方々の確か、年間の駐車料っていうことで前にも受けておるんですが、これ今どれくらいの人があれなのかと。

これって、基本的に役場の職員の方だけなんですかと。

もう1年以上たっちゃってから、例えば学校の先生なんかも記憶があるんですが、 もしくは何でしょう、1年の時期的に何とか任用雇用で来ている人とか、どの辺まで の範囲でこれをもらってるものなのか、あと何人ぐらいいるのか、その辺をちょっと 確認しておきたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野 総務課長。
- ○総務課長(青野克美君) おはようございます。総務課、青野でございます。 塚本委員の御質問にお答えしたいと思います。

財産使用料の件の駐車場の使用料と徴収に関してでございますが、誠に申し訳ございませんが、正確な人数は今手元に資料がありませんので後ほどお知らせしたいと思うんですが、基本的な考え方といたしましては、村の職員、当然ここの本庁舎といいますか、こちらの庁舎に勤務している者、その他中央公民館とか、下水道課とか、こちらの庁舎で働いてない方もいらっしゃるんですが、基本的には村の職員全員、それと先ほど塚本委員が申しましたように、学校の先生からも月500円というような換算の中でボーナスのときに半年分ということで、半年分6,000円ということで、2回に分け

て徴収させていただいているのが現状でございます。以上でございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- ○委員(塚本光司君) よその市町村でも随分先生方がこんなどうのこうのっていう 話があったもんですから、多分今の社協の局長のときに、何か県庁のほうでもそうい うやってるからっていうことで聞いたことがあったもんですから、その辺ちょっと確認でお願いしたいと思います。

続けていいですか。

○委員長(山崎幸子君) その前に、青野課長、人数のほうは後で教えてもらったほうがいいですか。

大竹 企画財政課長。

○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

人数についてお答えします。

予算積算上は242人で積算しております。

○委員長(山崎幸子君) 塚本委員、あとよろしいですか。

ほかにいらっしゃいませんか。

塚本委員。

〇委員(塚本光司君) そうしましたら、これ同じページなんですけども、この今の 枠から、1、2、3、4……四つおりてきて、幼稚園使用料です。

そこの20番の幼稚園教室使用料ですね。

16万5,000円ですか。

これって何かに貸してるのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹 企画財政課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

塚本委員の質問にお答えします。

こちら、課外教室の使用料としまして、3,000円で5団体、10か月分を計上しております。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員、よろしいですか。
- ○委員(塚本光司君) 5団体って、前にですね、チラシか何かで見てみたんです。 実は、学園何とかスクールなんていって、そこを住所が美浦幼稚園なんて書いてあったもんだから、あれ何かこれ、幼稚園で何か部屋を貸してるんだろうなというふうに思ったもんで、別に構わないのかなあっていうふうなところがあったもんですから。ただ、1社だけでは何なんだっていうふうになるだろうから、5社っていうふうに、五つの団体だっていうことで聞いたもんですから、別に問題ないんだなっていうふうに今判断したところなんですけども。
- ○委員長(山崎幸子君) 菅野部長。

○教育部長(菅野眞照君) 塚本委員の御質問にお答えいたします。

放課後、幼稚園のですね、放課後預かり保育を実施しておるわけですが、当該子供たちに対して、空き教室を活用した事業ということで、民間の事業者に、要は行政財産をお貸しいたしまして、そこで事業をやっていただくと。

それに関しましては、公募の要項を作成いたしまして、幅広で募集をさせていただいて、手挙げで行政財産を使用許可を受けていただいて、幼稚園の残ってる子供たちに現在、参加をしていただいてるというのが現状でございまして、一社を行政サイドから指名して云々という形にはなっておりません。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員、よろしいですか。
- **○委員(塚本光司君)** じゃ、今度見学にちょっとお邪魔さしてもらいたい。 今、コロナなんであれですけど。
- **○委員長(山崎幸子君)** ほかに質疑のある方。 林委員。
- **○委員(林 昌子君)** 予算書の53ページ、総務費の一般管理費、職員管理費の中の、 13······。
- ○委員長(山崎幸子君) 歳入まで……。
- ○委員(林 昌子君) 失礼しました。
- **○委員長(山崎幸子君)** 林委員、今、43ページまでの歳入の部分だけでお願いいた します。

ほかに、歳入の部分で、質疑のある方いらっしゃいませんか。 塚本委員。

○委員(塚本光司君) あれ、何ページだっけかな。

自動車臨時うんたらってやつどこだっけな。いいです、こっちの分かってるやつ。 26、7ページのですね。款15国庫支出金の項の国庫委託金の戸籍、ちょっと待って ください、これだ。27ページ右側の三つ、大枠の真ん中のところの、上から二つ目で す。2番戸籍住民基本台帳費委託金という部分なんですが、この10番の中長期残留者 住居地届出等事務委託金、これはどういうものなのか、ちょっと説明をお願いしたい と思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 嶋 住民課長。
- ○住民課長(嶋 洋子君) 今の塚本委員からの御質問にお答えします。

中長期在留者というのは外国人になりまして、資格のほうが中長期在留という在留カードをお持ちの方なんですけれども、海外から、現在ですね、美浦村に研修所がありまして、住民登録はしませんが、所在地を明確にするために、登録、居住地届という届出を出した方と、通常の、既に美浦村とかに住んでいまして、住民として登録する方の転入転出等の、転入ですね、事務処理において何件扱ったかということで、国から入ってくるものです。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- ○委員(塚本光司君) ありがとうございます。

実際に何人ぐらい、どのぐらいの国から来てるものなんでしょうか。 把握してますか。

- ○委員長(山崎幸子君) 嶋課長。
- **○住民課長(嶋 洋子君)** 国の数ですか、何国という、それとも人数的なもの。 すみません。資料を持っておりませんので、後ほど年間の外国数、あとは何件扱っ たかというのをお出ししたいと思っております。
- ○委員長(山崎幸子君) それでは後ほどよろしくお願いします。 ほかに質疑のある方は。 岡沢委員。
- ○委員(岡沢 清君) 予算書の40、41ページ、村債の総務債、村長車購入事業地域 活性化事業債を活用、そういうもの、どうです、歳出のほうにも触れてしまうかもし れませんが、関連がありまして、歳出予算では、備品購入費で699万8,000円と計上さ れています。

地域活性化事業債を活用したとして、額面699万8,000円に対して、620万円の起債を 組むっていうと、どれだけのメリットがあるんでしょうか。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹 企画財政課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

ただいまの岡沢委員の質問にお答えします。

まずこちら、充当率につきましては90%ということで、620万円となっております。 この地域活性化債につきましては、後日、岡沢委員御存じだと思いますが、交付税 算入措置がありまして、こちら約30%ということで、0.9掛ける0.3なので0.27、27% ぐらいが交付税で歳入されるような仕組みとなっております。

ただ、実際のところ、こちら地域活性化債のほうにつきましては、満額27%は実際 もらえてないので、そのような状況で恐らく20%ぐらいが交付税で入ってくるような 形となっております。

- ○委員長(山崎幸子君) 岡沢委員。
- **○委員(岡沢 清君)** 一括購入するのと、ローンを組んだ場合と比較して、事業債を9月に一括購入、つまり一般財源で購入した場合、どれだけの金額の差、差っていうか、メリットが出るのでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 岡沢委員の質問にお答えいたします。

先ほど言いました、約2割で計算すると120万円ぐらいのメリットがありますので、 それと一応リースとか、そういったことも考慮しましたが、リースより購入して、起 債をしたほうが有利という判断のもと、こういった形の予算を計上いたしております。

- ○委員長(山崎幸子君) 岡沢委員。
- **○委員(岡沢 清君)** 細かいことと、すみませんが、好奇心でお聞きします。 どのような車を購入するのでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 青野 総務課長。
- ○総務課長(青野克美君) 岡沢委員の御質問にお答えします。

支出のほうでも計上させていただいておりますが、690何某の金額で計上させていただいておりますが、一応アルファード級のワゴン車っていいますかワンボックスといいますか、見積りをいただいて今回計上させていただいております。

○委員長(山崎幸子君) ほかにいらっしゃいませんか。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。 歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款・議会費、第2款・総務費の審査を行います。 まず、議会費、予算書44ページから47ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。 続きまして、総務費の総務管理費、予算書46ページから79ページについて質疑を許 します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員(林 昌子君) 先ほど大変失礼をいたしました。

改めまして、予算書53ページ、総務費の一般管理費、4職員管理費の中の13使用料及び賃借料、じゃない、18負担金補助及び交付金の中の、11職員共同研修というところに関連してなんですけれども、概要書の19ページ、19ページのところにですね、活動指標の中で、健康受診者とか健康受診率が出ておりまして、あとまた研修受講者、この件で、健診の受診された中で、要検査とか要精検とか、そういうふうにちょっとひっかかってしまったような方が何人ぐらいいらっしゃるのか。

また、経過措置としてきちっと健康で戻ってこられるまでの対応をどのようにされたかということ。

また、研修に関しては、人数及び内容について教えていただきたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野 総務課長。
- ○総務課長(青野克美君) 青野でございます。

林委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

負補交の負担金の部分で、職員共同研修並びに稲敷地方広域職員の研修の件でございますが、まず、その人事異動にも関係するところはございますが、新任職員も含め、年数を重ねた上での職員の吏員一部とか、また、新しく課長になられた方の研修とか、新しく部長になられた方の研修ということで、現在のところ明確に人数が何名というような形でお答えすることはできないのですが、その該当される方につきまして、研修に行っていただいて、当然、公務というところもございますので、該当する方全て今年と来年度というわけにはいかないんですが、できるだけ、その該当する方に研修の場を設けようということで、予算取りをしているところでございます。

申し訳ありません。

受診のほうでございますが、今月、先月ですか、先月も職員研修ということで、やらせていただいたところでございますが、職員研修、職員健診のほかに、何といいますか、人間ドックというところも受診されている職員がおります。

明確な人数というのは、今手元にございませんので、後ほどお知らせしたいと思うんですが、基本的には、万が一何かあるようなときには、その健診をお願いしたところから、その健診結果をいただいて職員に渡すというような形になってます。

内容につきましては、個人情報も含まれますので、どういう内容かというところまでは当然、こちらでも把握してないところですが、その辺につきましては、迅速に対応できるように総務課としても考えております。

また、日頃から職員につきましては、健康管理は注意するようにということで、メンタルも含めて指導しているところでございます。

以上でございます。

先ほど申しましたように、どのくらいの人数というのにつきましては後ほどお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(山崎幸子君) 林委員。
- ○委員(林 昌子君) ありがとうございました。

ただいま健診の件でありましたけど、そういう意味では今、健康を害して休職しているというか、そういう方はいらっしゃらないのでしょうか。

また、先ほど研修に関してなんですけれども、回数ですね、年1回なのか、内容に もよるかと思うんですけど、どれぐらいされてるのか、ちょっとお聞きしたいと思い ます。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野課長。
- ○総務課長(青野克美君) 林委員の御質問にお答えします。

まず、研修の件ではございますが、基本的には、年間を通して各いろんな種目、先 ほど申しましたようにいろんな種類がございますので、基本的には1回というのが基 本です。

このほかに別予算取りで、人権問題の研修もございますので、それにダブるという

ような方もいらっしゃいますが、基本的には年1回、該当する方には行っていただく というところでございます。

あと、もう一つ質問で、今療休を取っている職員がいるのかと人数についての質問でございますが、現在、療休をとっている職員につきましては2名いらっしゃいます。 2名いるのが現状でございます。

○委員長(山崎幸子君) 林委員。

○委員(林 昌子君) 療休に関して2名ということですが、本当に万全な体勢でお戻りいただくことを願っております。

今後もね、来年度も何とか療休しなくて済むように、健康管理のほう、また十分に 対応していただけたらと思います。

あと、先ほどの研修、年1回というのは理解はしているんですけれども、随時ですね、何か必要のある方にはぜひ、臨時での研修もタイムリーに行ってるときがありますので、そういう研修、情報が分かった段階では、年1回と言わず、その方に合ったような研修がある場合は、ぜひ受けていただけたらよろしいのかなというふうに思います。

あと、これ一つは要望なんですけれども、つい最近ですね、ちょっと上から目線で 住民にお話をされた方がいるようなことをちょっと耳にいたしました。

できればですね、接遇というんですか、十分、以前よりも大分、担当の方、窓口対応の方、丁寧に対応していただいていることは、私も見聞きしておりまして、本当に敬意を表する次第ですけれども、中にはいろんな無理難題を言う住民もおりますので、そのときにも何とか腹を立てることなく、速やかに住民の意見を聞いていただき、柔らかい形で対応していただけるような、そういう訓練も多少必要な方もいらっしゃるかもしれませんので、そういうことも人事評価と面談等で感じる方もいるかもしれませんけれども、とにかく住民サービスの一環として、優しく住民に対応していただけることをまた切に願う次第でございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。

○委員(塚本光司君) 予算書は67ページで、i P a d の、事業のほうは60、61になるのかな。ここの企業名が、企業誘致事業費です。

ここの行政評価のシートであったり、令和3年度、これを読むと、非常にこのネガティブなことしか書いてないもんですから、ちょっと心配になってっていうかですね、手前の60はいいです、次の61のやつなんですけど。

ここの、例えば事業評価、1、2、3……4番目、効率性「都内の企業等へのPR や誘致を行うのであれば人員増が必要」である、今の職員ではちょっとそこまでは手 が回らないよっていう意味合いだと思うんだけども、それと、ここの進捗度のところ も、「昨年度本社機能移転があった会社がさらに倉庫を増設……」いろいろこう書いてあるんですが、この中でですね、この総合評価の部分もそうなんですが、方向性のところの下のほうに上側のマスなんですけど、「村の財政的な状況を考慮すると、制度自体の見直しも必要となってきてる」ってあるんですが、制度見直し必要となってきているのであれば、そこがもし、そういう形で売れるということであれば、制度見直せばいいんじゃないですか。

それちょっと夕べ、あれと思いながら、ちょっと、逆に職員が足りないっていうんであれば、もう私らでも借り出して、もし行けるようなときは手伝いますから、東京でもどこでも行ってPRしないといけないんじゃないのかなって思いました。

どうでしょうか。

- ○委員長(山崎幸子君) 米澤 都市建設課長。
- ○都市建設課長(米澤 稔君) 都市建設課、米澤でございます。

御質問ありがとうございます。

塚本委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、制度の見直しっていうのについてはですね、うちのほうとしては企業誘致するに当たって、今、木原の工専2.5~クタールしか今現状ないっていうのが、皆様御存じのとおりなんですが、ここの企業誘致をするに当たって1番ネックになってくるのがですね、畑の状態で個人所有の土地がほとんどでございまして、どうしてもほかの市町村に比べると、企業誘致する市町村においては、まず、区画整備及び上下水一インフラの整備をして、初めて、いらっしゃいませっていう形になると思うんですね。これが、美浦としてはここ、うちのほう、当村としては、ちょっと財政的な問題もございまして、迎える準備ができてないということがございます。

ここで断念する企業もたくさんいらっしゃいますし、中にはその土地の中には当然 遺跡なんかも入ってるような状況でございまして、いつになったら私らは入れるのぐ らいの話を、やっぱり短期的に皆さん、企業、考えてございますので、そういうそも そもの問題があるんですよね。

これを含めてパッケージとして村のほうで一生懸命先に先行投資するとか、そういう議論を進めていきたいというふうに考えてるとこでございまして、木原工専、隣のエリアとかその近隣のやつも含めて、まずは事務所の職員内で、どういうふうに企業誘致をしたら、企業が喜んでもらえるのか、来やすい環境を整えるかっていうのを、今、今年度中に策定しまして、御報告できればなというのが今の現状でございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- ○委員(塚本光司君) 同じことの繰り返しなんだろうけど、やっぱり長がなんかしらで動くっていうことでないと、ちょっと難しいなってことですよね。 分かりました。
- ○委員長(山崎幸子君) ほかに。

小泉輝忠委員。

- ○委員(小泉輝忠君) 概要書ページ74、予算書ページ69、事業名として、地域おこし協力隊事業ということになっておりまして、今年度の事業内容として新しく2名を採用したいというようなこと載っておりまして、採用については今までどおりのような内容で募集するのか、それとも、特化したことを必要として、募集・採用するのか。そういうちょっと、今までと同じだったらば、どうかなという部分があるので、ここ何年か繰り返してると、その募集要項の中に、ほかの新聞等で見ると、何か特化した事業をやりたいために美浦村に来たいというような、そういう人がいて、募集したらどうかなという部分があったので、その辺はどうでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 大竹 企画財政課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) ただいまの小泉輝忠委員の質問にお答えしたいと思います。

こちら、次年度につきましては、大山湖畔公園、そこのエリアで活躍できる人ということを優先的に募集したいと考えております。

そういった方、それで募集がなければ、幅広くっていう形で、一つ条件として大山 湖畔公園のあたりで活動できる人という形で、くくりを設けたいと考えております。

- ○委員長(山崎幸子君) 小泉輝忠委員。
- ○委員(小泉輝忠君) 大竹課長のほうから説明がありましたように、限定的に、大山湖畔公園で活躍できるような人っていうと、ある程度それにマッチしたような人が募集してくる可能性が高いわけで、その辺を対象にしてやってもらえば、今、村では大山湖畔公園の開発っていうか、スロープとかそういうのも含めて、もう事業は美浦村としては当然大きな力を入れて取り組む事業の一つだと思うので、今、大竹課長が言ったところ十分に検討していただいて、採用していただければと思うので、一応話しました。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。 塚本委員。
- **〇委員(塚本光司君)** ちょっと私もここは質問しようと思ってたところなんですけど、ちょっと先を越されちゃったもんですから。

というか、ここは何か住宅とか、何かそういうの貸すのかな、貸すっていうか、それと何だろうここじゃなかったのかな、工事、工事でな、あそこだと思うんだけども。ちょっとそこを1回ちょっと……前に全協か何かで聞いてると思うんだけど、ちょっと飛んじゃってるもんですからね。念のために。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) ただいまの塚本委員の御質問にお答えいたします。 住宅等につきましては、村で借り上げてそこに住んでいただくような形をとってお

りますので、そういった住宅の借上料のようなものをこちらで積算されております。

それとすみません。工事費につきまして、私、概要書を直したんですが、ちょっと 差し替え漏れてまして、申し訳なかったです。

こちらにつきましては、工事費なんですが、週末カフェの裏側を駐車場として整備を考えておりまして、約800平米、防塵舗装、乳剤をまいて、その上に砂をやるような形、そういった形を考えております。

○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので……。

松村委員。

○委員(松村広志君) 予算書の61ページ、総務費の目、財産管理費の事業名 5大山湖畔公園管理費、これに232万3,000円。

これの内訳の委託料、232万円。

これについて以前ちょっと、どなたか聞いていたこともあったかと思うんですが、 これ管理の内容、把握されてる範囲で、何をどの程度管理されているのか、ちょっと 具体的にお聞きしたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○**企画財政課長(大竹裕幸君)** ただいまの質問にお答えしたいと思います。

こちらなんですが、すみません、去年までは細かく雑草除去委託料とかそういった形で分けておったんですが、指定管理が始まりましたので、そちらのほうに委託を任せるということで、内容につきましては、草刈りとか、軽微な修繕、それと今回電気の引込工事とかを行いましたのでその電気代、それとここで今回特別っていうか、100万円多く出してるんですが、こちらのほうが去年クラウドファンディングで100万円寄附された方がいたんですが、その人がふるさと納税とちょっと勘違いして、クラウドファンディングに申し込んでしまったということで、その分を100万円こちらのふるさと寄附金のほうに回していただいております。

その分について、クラウドファンディングを実行したプロジェクト茨城のほうにその100万円を出して、場内の整備をしていただくような形で、今回は例年に比べて100万円ほど多いような予算となっております。

○委員長(山崎幸子君) 松村委員、よろしいですか。

ほかに。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) ちょっと先越されちゃって何か、ここも終わっちゃってたのかと思ったもんですから、今、松村委員のところで、実はですねこれ、今の部分です。 大山湖畔公園のところ、当初建物に関していろいろと修繕は、ちょっといろいろや っててそれをどう使い道っていう、建物をね、やってたわけですが、そのあと、例えば乗馬だとかグランピングだとか、何か来るどうのこうのって話が進んでて、今度、前1年間をあの例の代表の方……金澤さんとこだっけ、お願いし、今回3年間っていう形で、全体をその管理をお願いしますよ、指定管理者として頼みますよって形になったわけですが、今までは美浦村サイドとして、先ほど申し上げましたとおり、お馬さんのあれとかいろいろ考えてたわけですが、今回は、金澤さんのとこに全部もう、これを、4へクタールの部分の管理も含めて、何かやるにしろ、お願いをっていう形で全部投げるっていうことになるのですか。

それをちょっと確認しときたいんだけども。何か、あやふやっていうか、あれになっちゃった。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) ただいまの塚本委員の質問にお答えしたいと思います。

基本、誘致とか乗馬とか、そういったことに関しては村も入っていかないとなかなかうまくいかないようなところと、最終的に村の判断とか議会の説明とかそういったとこもありますので、そういった新しく、新規の誘致とかそういったものについては村が窓口になって、プロジェクト茨城と協議して、もちろん議会のほうに報告しながら、そういった形で進めていきたいと考えております。

そのほかの管理、3年間の管理ということで、簡単なロードマップのようなものは掲示板でたしかお示ししたと思うんですが、まだ実際、場内の整備、本来3月中に終わらせる予定でおりましたが、それにつきまして若干遅れておりまして、4月ぐらいに整備が終わって、5月中に、ゴールデンウイーク……すみません、ゴールデンウイークを目途に、出資者の方に一部内覧会というようなことを今のところ考えているような状況であります。

その後につきましては、またプロジェクト茨城と協議しながら、また議会に報告しながら、どういった建物改修をするとか、そういったところを、またちょっと遅いと思われても仕方がないんですけど、そういった形で、またこれから協議しながら進めていきたいと考えております。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- **○委員(塚本光司君)** じゃ、これといってまだ、ここだよっていう方向性云々じゃなくて、お互いにプロジェクト茨城と相談しながら方向性を決めていくっていうことになってるってことですね。

はい、分かりました。

○委員長(山崎幸子君) ほかに。

岡沢委員。

○委員 (岡沢 清君) 予算書の77ページ、安中地区総合開発関連公共施設整備基金

の積立金、毎年ずっと1,000円が計上されています。

それで、実際、この安中地区開発関連行為が行われたのかっていうと、私にはちょっと記憶がありません。

今の時点で、安中地区総合開発について、庁内へ何かのテーマとなった、あるいは、何かの議題となって、例えば懸案事項となっているとか、あるいは今進行中とか、そういった状況にあるのでしょうか。

それとも、ただ項目を設けなければならないので、毎年毎年1,000円を計上しているのでしょうか。

関連して、前の75ページには安中地区総合開発関連事業費として、需用費、消耗品費1万円、使用料賃貸料で賃借料、重機借上料とありますが、この重機借上料については、どの場所でどのような作業あるいは工事を行うのか、あわせてお聞きします。

- 〇委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

岡沢委員の質問にお答えします。

まずこちら、まず最初の1,000円の予算なんですが、こちらは利息分として1,000円 の積立金を計上しております。

あと、この今、安中開発の跡地の利活用についてということだと思うんですが、何件かここで事業をやりたいとか、そういった問い合わせは来てることは来てますが、なかなかその先に進んでないような状況であります。

また今回、12月に茨城県主催なんですけど、茨城県主催でアウトドア関連のちょっと企業を呼んでマッチングするような企画がありまして、そこにはちょっと県のほうから誘いがありましたので、そういったところも参加をしております。

実際2社ぐらいちょっと興味があったということで見に来たんですが、そのあとに ついては進展はなかったというような状況であります。

今後、この跡地につきましては、村のほうでも村全体の建物とか、そういう遊休地、そういったものをどうするかというのを検討していきたいと考えておりまして、そういった委員会を、来年庁内のそういった委員会を作りまして、それも含めて、今、公共施設等総合管理計画、こちらの改定のほうを今進めてるとこなんですが、そういった庁内で今後の土地・建物の活用についての検討をして、公共施設等総合管理計画に反映させるとともに、また、最近ですと、空き地と遊休地、そういったところを幅広い提案をしていただくような――サウンディングというんですが、そういったことをやってる自治体が増えてきておりますので、そういった手法を取り入れながら、今後の活用について検討していきたいと考えております。

- ○委員長(山崎幸子君) 米澤課長。
- ○都市建設課長(米澤 稔君) 都市建設課、米澤です。 御質問ありがとうございます。

岡沢委員の御質問にお答えいたします。

予算書でいうと75ページ、安中地区総合開発関連事業ということで、需用費及び使用料賃借料、重機借上料等ということで御質問あったと思うんですが、実際これは何に使ってるのかって言いますと、馬掛台と言われている下に、馬掛の美浦ロードパークってのは御存じですかね。

ロードパークの裏手側が急な崖になってまして、馬掛台があるんですが、その急な 崖をですね、リース料をもって草刈りをやってるっていうのが、主体的なところでご ざいます。

しかしながら、この安中総合開発のほうに、予算については基金でやってるところもございますので、重機を借りる年もあれば、職員で頑張ってやっちゃってなるべくお金を使わないようにしようっていう働きもあるんで、使う年と使わない年が現実的にあるということでございます。

それと、いずれにせよ、馬掛台からロードパークにかけての崖については、職員及び委託料で管理してるというところでございます。

- **○委員長(山崎幸子君)** 岡沢委員。 どうぞ。
- ○委員(岡沢 清君) ただいまのお話をお聞きしますと、馬掛ロードパークの上、整備したその部分に関連しての、重機の使用ということはないという認識でよろしいんですか。
- ○委員長(山崎幸子君) 米澤課長。
- **〇都市建設課長(米澤 稔君)** 実際の馬掛台のほうについては、役場のほうで持ってる機械とか、うちの課で管理してる機械で、なるべくそこは職員でやっているのが現状でございます。
- ○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

沼﨑委員。

- ○委員(沼崎光芳君) 予算書61ページ、先ほど公用車の購入ということで皆さん質問してましたけども、今回アルファードを購入予定で予算のほうを上げてきたと思うんですけども、現在使っている村長車に関してはどれぐらい乗られているのか。説明書のほうでは廃車にするみたいなこと書いてあったんですけども、今使ってる村長車、いつ頃……予算通ればの話でしょうけど、いつ頃車検がきて、いつ頃乗り換えるっていう予定になってるんでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 青野課長。
- ○総務課長(青野克美君) 沼﨑委員の御質問にお答えします。

現在、村長車活用しているところでございますが、実際のところ、大分、距離数までは把握……現在のところは資料がないんで、何キロ乗っているというところはお答

えできない部分でございますが、年数的にも大分乗っているということで修繕等もかかるというところも含めて、新車で新たにアルファード級の車を購入ということで予算をお願いしてるところでございますが、現状といたしまして、皆さん御存じのように、なかなか新車が納車が遅れてるというのが現状で、そこが私どもとしても危惧しているところでございますので、できるだけ早く発注する方向と、業者につきましてはなるべく納車を早くしていただくというような形で働きかけていただいて、今の村長車が遠乗りするのがちょっと大分、心許ないところがございまして、議長車をお借りして東京都などには行っているところが現状ですので、執行部といたしましては、予算が確定次第、なるべく早い時期に業者のほうの選定をいたしまして、入札をかけて、納入していただけるように働きかけていくというのが現状でございます。

○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。

以上でございます。

○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

公用車の登録、何年乗ってるかというとこだと思うんですが、こちら登録日が平成 20年5月29日ということで、15年経過している状況であります。

- ○委員長(山崎幸子君) 沼﨑委員。
- ○委員(沼崎光芳君) 15年乗られてるということで、距離数はちょっと今分からないということなんでしょうけど、現在、公用車のほうは普通に乗れてるような状態で、今乗ってるんでしょうけども、今後ということで、早めの、確かに新車、今新車も中古車もお値段のほうが上がってるような状態で、納期もいつになるか分からないということなんでしょうけども、先ほど岡沢委員のほうからあったように、これ購入ありきっていうことで予算組んでると思うんですけど、今リースをディーラーのほうもかなり薦めていて、リースのほうだと納期のほうが早くて、2か月ぐらいとか1か月半とか2か月で入りますよっていう案内もされてる……車種によるんでしょうけど、そういう形で、今は全て込み込みでリースで幾らっていう出し方もしているのも事実だと思うんですよ。

その辺は検討したのかどうかっていうのと、あとこのクラウンに関しても、今どこの市町村でもやってますけど、公用車のオークションというかね、そういった形で、単なる廃車じゃなくて、村で使ったものでしょうから、よく消防車とか救急車とかやるとまあまあの値段で落札されるものもあるので、その辺の今後の今乗ってる車の利用というかね、そこら辺を考えたのかどうかをちょっと聞きたいんですけど。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野課長。
- ○総務課長(青野克美君) 沼﨑委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、現在乗ってる車が今後新車と入れ替わる場合の件でございますが、現在、消防車等もオークションにかけてやってるところですので、村といたしましては、村の 財産といたしまして、幾らかでもプラスになれるような方策をとりながら、考えてい きたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- **○企画財政課長(大竹裕幸君)** ただいまの沼﨑委員の質問の、リースと購入の比較 検討ということで。

最初はリースで、総務課のほうで考えておりました。

先ほど岡沢委員のほうからもありましたように、これ借金して買うのはどういうメリットがあるんですかということで、その辺のちょっと比較検討したところ、少なく見積もっても120万ぐらい、20%ぐらい、メリットがあるということで、今回、起債一括購入して、借金して、それを返していくような形をとっております。

- ○委員長(山崎幸子君) 沼﨑委員、よろしいですか。
 沼﨑委員。
- **○委員(沼崎光芳君)** 一応検討したということなんでしょうけども、やはり、メリットを追求していくということが大事だと思うので、今後、このような形で予算は計上してますけども、村に最大限のメリットがあるような形の決め方をしていただきたい。

この、今乗ってるクラウンの処分に関しても、様々な可能性を考えていただきたいなと思います。

以上です。

○**委員長(山崎幸子君)** 沼﨑委員。現在の村長車の走行距離に関してはよろしいですか、後で。後で出してもらいますか。

走行距離に関しては、後でお願いいたします。

ほかに質疑のある方。

松村委員。

- ○**委員(松村広志君)** 今の沼﨑委員の質問に付随するところで、先ほどおっしゃった120万、メリットあるっていうその根拠を、後で結構です。
- ○委員長(山崎幸子君) 大竹課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

松村委員の質問にお答えしたいと思います。

まずこちら、約700万ぐらいだったと思うんですけれども、それの9割を借金します。 それの3割が交付税で入ってくる形になりまして、約27%。

ただ、計算上全部27%入ってきていませんので、少なく見積もって20%っていう程度で換算した結果、120万ぐらいというような形をお話ししております。

○委員長(山崎幸子君) 松村委員、よろしいですか。

今、菅野部長がおっしゃった、リースにした場合と新車購入の場合のその充当金割合のそれを出してあげたらっていうことのアドバイスがあったわけじゃない。そうですね。それはお願いできますでしょうか。

大竹課長。

- ○企画財政課長(大竹裕幸君) それでは分かるような資料を用意したいと思います。
- ○委員長(山崎幸子君) ほかに。

松村委員。

○委員(松村広志君) お願いします。リースも、業者や期間のとり方によってかなり違いがありますんで、その辺も含めてちょっと知りたかったので、ぜひお願いします。

私からの質問、別にありまして、予算書75ページ、目、9番の交通安全対策費、これの、事業名3の交通安全施設整備事業費について伺います。

121万5,000円。

これ、評価シート90ページですか。

まず、この中の事業評価で、有効性……真ん中のスペースですね、有効性で、どちらとも言えないというふうにあるんですが、これ、どういう評価に基づいて、どちらでも言えないのかっていう、ちょっと詳しくお聞きしたいなと。

サムネイルでいうと91、よろしかったでしょうか。予算書75ページですよ。

- 〇委員長(山崎幸子君) 笹倉 生活安全課長。
- ○生活安全課長(笹倉英雄君) 生活安全課、笹倉です。

松村委員の御質問にお答えいたします。

この、カーブミラー・ガードレール等の効果につきましては、交通ルール上守っていただいている方については、かなり有効性が高いものかと思われます。

ただ、よく事故を起こされる場合にとっては、なかなか交通標識、ルールを守れない場合のタイミングに合わせて、発生する確率が高いのかなと個人的には思ってございますので、カーブミラーもですね、設置しても、見なければ意味がないと。

停止線も書いても、止まらなければ意味がないと。

この操作性については、正直、個人差、運転手の判断、多分にあろうかと思いますので、その辺を考慮させていただいての、どちらとも言えないということでさせていただいてございます。

以上です。

○委員長(山崎幸子君) 松村委員、よろしいですか。

質疑ですか。

どうぞ。

○委員(松村広志君) 承知しました。

事業としての評価としては、別段結果論としての見方とは違うかなと思いますんで、 よろしくお願いします。

前のページにも、前のページというか、事業費について、今年度が121万5,000円、 その前が85万8,000円ということで、この理由をお願いします。

- ○委員長(山崎幸子君) 笹倉課長。
- ○生活安全課長(笹倉英雄君) 松村委員の御質問にお答えいたします。

近年ですね、住民の方、区長等からの御要望が多い中ではございまして、予算のほうが毎年なくなったりですね、各地区に対して新年度予算まで待っていただいている 状況が続いたものでございますから、財政当局とお話をさせていただいて増額をお願いしたものでございます。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 松村委員。
- ○委員(松村広志君) はい、了解しました。

先ほど課長おっしゃったように、これを守る・守らないという問題もありますが、 村民の生命に直結する部分でもあるので、この部分はなるべく強く主張していただい て、増やせるように、また必要に応じてですけども対応をお願いしたいなというふう に思います。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑はございませんか。
 林委員。
- ○委員(林 昌子君) 同じく75ページ、総務費の中の、地域振興費の中の、安中地 区総合開発関連事業って先ほど質問があった部分でございますが、概要書の92ページ、 目的なんですけれども、自然公園として整備すると、これ毎年書かれている内容かと 思います。

現在私が、最近行ったときに、何かとても上にのぼれない状態というか、ちょっと草が茂ってるときしか私見ていないものですから、令和5年度といたしましてはどこまで整備をするのか、また現在何かここを活用する計画があるのかどうかをちょっとお尋ねいたします。

- ○委員長(山崎幸子君) 米澤課長。
- ○都市建設課長(米澤 稔君) 都市建設課、米澤です。

御質問ありがとうございます。

林委員の御質問にお答えさせていただきます。

安中地区の馬掛台の整備とかについては、実質年数回の草刈り等の管理ということで、あとは活用する団体とか会社をお待ちしてるという状況でございまして、予算的にもそこの部分と、職員直営でやってる部分がございますので、ちょっと、ここら辺の管理までが限界かなというふうに感じてございます。

で、確かに入りづらいとか、当然シーズンになってしまいますと草木で荒れてしま うんで、それに関しては私どもの責任でございますので、そこについてはなるべく迅 速に対応するつもりでございますので、よろしくお願いします。

今後の活用については、ほかの課のほうへお願いしたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹 企画財政課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 林委員の質問にお答えしたいと思います。

今後の活用につきましては、先ほど話したように、村の全体で、土地建物利活用について検討するとともに、先ほど言った民間から広く提案をしていただくような形、そういったものを取り入れながら、今後の活用について方向性とかそういったものを示しながら、新たな企業とかそういったものを誘致できればと考えております。

- ○委員長(山崎幸子君) 林委員。
- ○委員(林 昌子君) 以前はね、とても桜の花を植えてあり、花壇もあり、テーブルや椅子もあり、憩える景観のとても良い空間として整備されていた状況を見ているがゆえに、今の状況がとても残念な状況だなって、本当に美浦の良さを、この自然のね、豊かなところが美浦の良さだと思いますので、その唯一の……失礼しました、唯一ではないですね、自然の景観のよい場所を、美浦の中で、外から来た方々が、この美浦の自然を満喫して帰っていただけるためにも、とてもこの馬掛台っていうのは有効な場所だと思うんですよね。

霞ヶ浦湖岸を望み、筑波山を望み、対岸を望み、本当に癒される空間なんです。

ですので、とても今現在、残土がね、運ばれたりとかしながら、もうそこに登って みるにはちょっと忍びないような状況になっているのが、とてもとても残念で仕方な いんです。

ですので何とか、確かに活用する団体を待ち、これは本当願うところでございますが、何とかその団体の方が見に来たときにでもね、こういう場所であれば活用したいなと思えるような状況にしておかないと、なかなか利用価値を見出してもらえないのかなって思いますので、ぜひ、大変ですけれども、草が繁茂したときには、ぜひ、一時的なね、ものですけれども、何とか皆さんが上がってって景観を楽しめる空間を保っていただく中で、そういう活用したいという団体がね、この場所ならって思ってくれる状態を、維持してもらえることを切に願うわけです。

ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) それでは質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

それでは質疑の途中ではございますが、ここで休憩といたします。 10分間の休憩で、11時15分再開といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 開議

○委員長(山崎幸子君) それでは時間も過ぎましたので、再開いたします。

先ほどの質疑で後でっていうことで、報告のある方は。 青野課長。

○総務課長(青野克美君) 総務課の青野でございます。

先ほどの委員会中、後ほどと申させていただきました件について、回答させていただきます。

まず1点目といたしまして、林委員の研修の件でございます。

この研修につきましては、例えば、事業のスクラップ講座とか、いろいろございます。

全部で21項目の研修を職員としては参加しておりまして、延べ年間60名の職員が、この研修に参加しております。

続きまして、健康診断の件ですが、令和3年ですと160名の方が健康診断を受診して おります。

その中で、再検査等の連絡、再検査にもちょっと幅がありますんで、一概にこう、 切迫したっていうか、そういう部分ではないかもしれないんですが、一応160名中150 名の方……失礼しました、160名中45名の方が、再検査とか、そういうようなことが必 要だよというような報告を村のほうに受けております。

それとですね、健診率がこれ100%にならなかった件なんですけど、基本的には村の健康、村っていうか、職員の健康診断とか、人間ドックで、全ての職員が受けるというのがあれなんですが、たまたま1名受けられない方がいらっしゃいまして、それで99%となったのが現状でございます。

続きまして、沼﨑委員から御質問ありました、村長車の走行距離の件でございますが、13万1,290キロございます。

13万1,290キロでございます。

以上でございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 大竹 企画財政課長。
- ○企画財政課長(大竹裕幸君) 企画財政課、大竹です。

先ほど村長車のリースと購入の比較ということなんですが、詳しい資料を出すのに ちょっと時間をいただきたいと思いまして、後日、資料を提出するような形でもよろ しいでしょうか。

○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) それでお願いいたします。

嶋 住民課長。

○住民課長(嶋 洋子君) 住民課、嶋です。

先ほど塚本委員より御質問のありました、中長期在留者居住地届等の事務委託に関するもので、人数なんですけれども、今お答えできるものといたしまして、居住地届

という住所――美浦村に住民登録はしないけれども、一時滞在者として居住地として の届出を行った件数についてだけちょっと御説明いたします。

4月から2月までの間で、93……失礼いたしました、930名の方が、美浦を一時滞在地としております。

内訳としましては、具体的に何名という国名で答えることはできませんが、国籍と しましては、ベトナムの方とミャンマーの方が大半を占めている状態です。

あと、転入につきましては、ちょっとデータを抽出するまでに時間がかかりますので、そちらのほうの国籍とか人数も必要ということであれば、お時間を……よろしいですか。

今回の、申し訳ありません、いわゆる実習生と言われる、海外から来て実習生と言われる方々の人数が以上となります。

○委員長(山崎幸子君) 塚本委員、よろしいですか。

ほかにはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) それでは続きまして、総務費の徴税費、予算書78ページから85ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。 続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、予算書84ページから91ページについて、 質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終 結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、予算書90ページから93ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。 続きまして、総務費の統計調査費、予算書92ページから97ページについて、質疑を 許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、予算書96ページから97ページについて、質疑を 許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 開議

○委員長(山崎幸子君) 沼﨑委員が退席をいたしました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3款・民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、予算書96ページから115ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員 (岡沢 清君) 106ページから170ページにわたります。

民生費、社会福祉費、老人福祉費の在宅福祉事業費、具体的には107ページの1番上にあります高齢者世帯エアコン購入費、これは補助金ですが、1人上限5万円で、10人を見込んで、50万円の予算となっています。

もし、申請が10件を超えた場合には、どのように対処するのでしょうか。 補正予算を組むのでしょうか。

- ○委員長(山崎幸子君) 葉梨 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葉梨美穂君) 岡沢委員の御質問にお答えいたします。

高齢者世帯エアコン購入費につきまして、予算を超える申請があった場合にはという御質問をいただきましたが、予算を超える申請があった場合に、補正をしながら補助をしていければというふうに考えてはおりますが、この後の財政の状況もあると思いますので、そこまで申し訳ありません、きちんと協議はしておりませんけれども、予算を超える申請があった場合には対応していければというふうに考えております。

○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたし

ます。

続きまして、民生費の児童福祉費、予算書114ページから133ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) 予算書の121ページです。ファミリーサポート事業費なんですが、222でしょうか。そうですね。

こちらの事業、概要のところを見るとですね、かなり利用者の人が多いっていうことでありまして、その中でも協力会員の方ということなんでしょう。

報償額として、茨城県の最低賃金の911円を割って、800円をお出ししてるようですね。

利用者の人には1時間当たり600円をもらってるようなんですが、この辺の料金の設定は、どんなあんばいで決まったのかなというところです。

- ○委員長(山崎幸子君) はい。その前に、沼﨑委員が出席をいたしました。 藤田 健康増進課長。
- ○健康増進課長(藤田良枝君) ただいまの塚本委員の御質問にお答えいたします。 ファミリーサポート事業なんですけれども、協力者に800円、利用者に600円を設定 させていただいております。

この設定の金額は、近隣の部分と、ファミリーサポート事業では県のほうでもどういう状況なのかをまとめていただいている部分がございまして、報償費または利用額っていうところは、ある程度、800円と600円の設定でさせていただいてるんですけども、ちょうど真ん中、平均的な利用の料金となっております。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- **〇委員(塚本光司君)** 本当に協力してくださる人のほうは、もう800円だろうが、それが700円でもいいぐらいのあんばいなのかな。

そういう感じを受けますけども。

そういうお金目的云々じゃないっていう部分だよね。

お互い助けるのかなって。

- ○委員長(山崎幸子君) 藤田 健康増進課長。
- ○健康増進課長(藤田良枝君) 塚本委員の今の御質問にお答えいたします。

本当にファミリーサポート事業は、利用者と協力者の、そういう協力のし合う有料ボランティア的な要素、子育てに関して、本当に子育て大変だよねっていうあたりの思いが強い方と、預けたいっていう方の思いで成り立っている組織的なところになっております。

その部分での、本当にありがとうございましたっていう部分での支払いっていう形になっていまして、その辺りを設定をさせていただいてるっていうところの状況にな

っております。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- **○委員(塚本光司君)** ちなみに、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。そういう 登録している……。
- ○委員長(山崎幸子君) 藤田課長。
- **○健康増進課長(藤田良枝君)** 登録のほうと利用者のほうの状況、すみません、のほうに関しては、今、そうですね。全体の部分、合わせて240人ぐらいの登録数があったかと思います。

ただ、協力会員のほうの部分は、実際にやっていただいてる方は十二、三人。 常日頃使ってる人たちの部分っていうのは、20、30ぐらいが、今年度毎回使ってる 方。

そのほかに、単発で御利用の方っていう形になっています。

その年度によって、保育所入る前の1年間、少しお仕事始まったので少しパートで週に一、二回っていう方のあたりもいらっしゃいますし、その辺りの状況に合わせて御利用いただいてる方、あと年齢によって、1歳・2歳の方、保育所に入る前の年齢が多くなっていますので、その辺りの年齢で、今年度は、この1年通して使いたいっていうような御利用の方が多いような状況になっております。

- ○委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- **○委員(塚本光司君)** やっぱり何かママ友として云々みたいなのが多いのかな。この先々まで、また地元にいればっていう。

年配の人で登録なんていうのがあるんですか。例えば、団塊世代じゃないけども、 七十三、四云々なんて人もいるんですか。

- ○委員長(山崎幸子君) 藤田課長。
- **○健康増進課長(藤田良枝君)** ただいまの塚本委員の御質問にお答えします。 サポーターのほうなんですけれども、年齢の幅が広うございまして、上はもうちょっと80代の方もいらっしゃいます。

若い人だと、20代の方がちょっと最近、登録をしていただいて、後半になるかと思うんですけれども、若い方で20代後半から30代の方、幼稚園とか学校上がったから、今まで協力していただいたので、自分が今度預かっていこうかなっていうところでサポーターになっていただいてる方もいます。

ただやはりちょっと皆さん、ちょっとお忙しかったりとか、なかなかサポーターまでっていうところでありますので、サポーターの協力いただける方を広げていきたいっていうことで、事務局のほうもお声をかけながら運営しているような状況になっております。

○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** それでは質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、予算書132ページから135ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 開議

○委員長(山崎幸子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4款・衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、予算書134ページから149ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、予算書148ページから155ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書154ページから157ページについて、質疑を許 します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。 ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長(山崎幸子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5款・農林水産業費、第6款・商工費、第7款・土木費、第8款・消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、予算書156ページから167ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) これは私のほうにも関わってくるんで、161ページ、予算書です。

事業の部分は316の、農村公園の管理費の部分をちょっとお尋ねしたいと思います。 こちらが、事業概要として、公園の維持管理――トイレ清掃であったり、施設修繕、 あとは土地の所有者への賃借料支払いとか、ここに城山公園のチューリップ畑の管理 なんていうのをちょっと出てんだけど、これはちょっと何だろう。

例えば、令和4年度、令和5年度の予算、委託料が、令和4年の1,139万2,000円、 これが令和5年では145万円。

使用料・賃借料、これも……これは一緒なんですね、令和5年度102万と9,000、ここは、どこの、詳細分かればちょっと教えてください。

- 〇委員長(山崎幸子君) 正慶課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 塚本委員の御質問にお答えいたします。

城山公園の委託料ということで、すみません、ちょっと私今、聞き漏らしてしまったんですが、具体的にどこの部分の業務委託なのかということでよろしいですかね。

農村公園委託費ということで、この三つと、塚本委員おっしゃいますような三つというのは、木原城址城山公園と、大須賀津の湖畔公園、それから、大山のさざなみ荘跡地――さざなみ公園ですね、この3か所の委託管理費ということで、予算をいただいておるところでございます。

- 〇委員長(山崎幸子君) 塚本委員。
- **○委員(塚本光司君)** いや、私もあそこは下おりていくとうちの近くなんでね、どんなふうに関わってんのかなあと思って、その辺をちょっと知りたいんですよ。
- ○委員長(山崎幸子君) 正慶課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 塚本委員の御質問にお答えいたします。

公園管理費の中で行っております委託関係ですね、こちらは、公園内の草刈りとかですね。

それから、城山公園でいいますと、清掃ですね、ごみ拾い関係ですね。

こういったものの委託を、シルバー人材センター等を通じてやっていただいている というところでございます。

ただ、シルバー人材センターだけではちょっとまかない切れない部分もございます

ので、職員もですね、乗用の草刈り機、それから刈り払い機などを使いまして、草刈り等は行っていると。

予算の範囲内でシルバー人材センターに、こういった清掃、除草、それから木の枝 払いだとかですね、こういったものについて委託をしているというところでございま す。

○委員長(山崎幸子君) 塚本委員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。 続きまして……。 岡沢委員。

- ○委員(岡沢 清君) 予算書の166ページから167ページ、具体的に167ページの3県営土地改良事業負担金ということですけども、この中で県営かんがい排水事業余郷入地区とありますが、これまでは数年かかって、蔵後余郷入かんがい排水事業と、蔵後余郷入経営体基盤事業ということで起債も組んできましたが、蔵後余郷入地区のかんがい排水事業については今年度で終わるとちょっと聞いていたのですが、県営かんがい排水事業余郷入地区っていうのはいつまで続くんでしょうか。
- 〇委員長(山崎幸子君) 正慶課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 岡沢委員の御質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。今手持ちの資料でですね、終了の年度というのがですね、 ちょっと私のほうで分かりかねますので、お調べしましてですね、後ほどお答えする ということでよろしいでしょうか。

- ○委員長(山崎幸子君) 岡沢委員。
- ○委員(岡沢 清君) 先ほども述べましたけども、蔵後余郷入地区のかんがい排水 事業に関しては今年度で終わって、来年度からは山王・大塚・山内地区で同様の事業 が開始するということも聞いたことあるんですが、予算書に載ってないってことは、 今言った3地区の事業は、来年度はないという認識でよろしいでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 正慶課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 岡沢委員のおっしゃるとおりでございます。予定されているたのは、これらに記載のたのということで御認識いただけ

予定されているものは、こちらに記載のものということで御認識いただければと思います。

○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) それでは質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、予算書168ページから169ページについて、

……失礼いたしました。

続きまして、農林水産業費の林業、予算書166ページから169ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。 続きまして、農林水産業費の水産業費、予算書168ページから169ページについて、 質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

- ○委員(塚本光司君) 177ですね。言ってないか。失礼。
- **○委員長(山崎幸子君)** 水産業費のほうで、質疑のある方はいらっしゃいませんか。 予算書168ページから169ページです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、予算書168ページから171ページについて、質疑を許 します。

質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) 質問いたします。

観光振興事業費の中の……。

- ○委員長(山崎幸子君) 予算書のページをお願いします。
- **○委員(葉梨公一君)** 予算書171ページです。

観光振興事業費の中の、10番の補助金の中で、木原城山まつり実行委員会のほうで120万という予算が計上されておりますが、実際今までは、ここ2年間ほどチューリップまつりが開催されていませんでしたが、前回は160万をいただいてたと思うんですが、それでこの120万というのはちょっと開催するに当たって非常にきついというような、実行委員会のほうから意見が上がっております。

結局、地域を活性化する、盛り上げるためには、城山まつりは大事な祭りだと思うんで、できましたらまた、この予算じゃなくて、もう少し上乗せしていただけたらと思って、質問させていただきました。

よろしくお願いします。

- ○委員長(山崎幸子君) 正慶 経済課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 葉梨委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりですね、木原城山まつり実行委員会の補助金が令和5年度120万円ということで、4年ぶりに祭りが今年開催されるということで、今準備を進めているところでございますが、実行委員の皆様からもですね、このような、ちょっと予算的にきついというお話を頂戴しておるところでございます。

どうしても補助金ということで支出している関係で、通帳管理となっておりますので、その残高が若干今年はまだあるということで、それで何とか実施できるんではないかというようなお話を頂戴しているところでございますが、これ次年度以降ですね、やはりその残高も底をついてしまうということもございますので、令和5年度につきましてはこの予算でやらせていただければと存じますが、令和6年度につきましてはですね、再び資材の高騰等もありまして、例えば、テントを借りる委託料なども値上がりをしているという経緯もございますので、令和6年度につきましてはもう少し金額をですね、要求額を大きくしてですね、予算を頂戴できるように進めてまいりたいと思います。

- 〇委員長(山崎幸子君) 葉梨委員。
- ○委員(葉梨公一君) ありがとうございました。

これ、村にとっても非常に地域活性化のために大事な祭りでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 下村委員。
- **○委員(下村 宏君)** 今、葉梨委員からありましたようにですね、コロナでいろんなものが落ち込んでおります。

沈んでいるところもあるというふうに思います。

そのような状態ですんで、木原城山まつり、せっかく開催されるんであれば、今回 は立派に本当はやっていただきたいというふうに私も思います。

したがって、予算は少ないけども、これから手配できる予算、補正っていうのがあるんで、ぜひその辺については検討してほしいと私も思います。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 正慶 経済課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 下村委員の御質問にお答えいたします。

議長おっしゃるとおりですね、こういった村を盛り上げるための重要な施策の一つ でございますので、予算につきましては、引き続きですね、検討させていただければ と思います。

以上でございます。

○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑……。

岡沢委員。

○委員(岡沢 清君) 私も木原城山まつりについては、以前は140万円の補助金があ

ったのが途中から120万になってしまって、規模が縮小したとは思えないんですけれども、やっぱりあの祭りにはチューリップなんか植えたりするのにも、出店される方もいろいろ努力されています。

それがあって、私たち訪れる立場にとっては楽しい時を過ごすということができる わけですから、そして物価高騰ということもあるんで、今年は予算で出されてしまっ たんでしようがないですけれども、ぜひ来年度以降はもっと規模拡張できるような予 算編成を、この場でお願いしておきます。

○委員長(山崎幸子君) 村長。

〇村長(中島 栄君) 木原城山まつりについては、葉梨委員、それから下村議長、岡沢委員のほうからも、この予算についてお尋ねがありましたけども、課長のほうで、通帳に残高が残ってる、毎年160万円が120万円ということで、通帳の残高は私も見てないんで、それを合わせて160万ぐらいあるんですよということでこの金額にしたのかどうかは、ちょっと私も見てないんで、できれば通年の160万円プラス、いろんなものが上がってるとすれば、それに加味した金額はやはり必要になるのかなというふうに思いますので、木原のこの実行委員会のほうで通帳にどのぐらいあるのかを見て、通年と同じぐらいの規模のものは実施していただければいいのかなというふうに思いますので、そのときには議員の皆さんに補正を先に専決で出して、通年の160万円ぐらいの事業になれるようにしていきたいと思います。

そのときには、今日、予算委員会の中で御理解をいただいて、専決で10万なり20万円出すと、通年の予算ぐらいになるのかどうなのかっていうのは、担当課のほうで見ていただいて、それに合わせた金額を実施できるようにしていきたいというふうに思います。

○委員長(山崎幸子君) 沼﨑委員。

○委員(沼崎光芳君) 同じ171ページの木原城山まつりの実行委員会ということで、120万ということで、足りないんじゃないかっていう話がありました。

予算の中で、財政厳しい中で絞り出して120万という結果になったのかなと私は判断してるんですけど、やっぱりこれからイベント、この城山まつりだけに限らず、美浦村で関連するイベントに関しては、やはり実行委員会の方、大変、仕事を持ちながら忙しい方々がやられてると思うんで、確かにその予算がないとなかなかイベントってできない、できないよねっていう話は、私も聞きます。

ただ、今近隣市町村だとかいろいろなところを見てますと、やっぱりこう、その実行委員だけに任せてるんじゃなくて、村内企業だとか、村内の方々の協賛金をかなり集めながらイベントをやっているっていう状況じゃないかなと思います。

やはり、村もやっぱり、財政的にも限界があるのかなと。

簡単にこれから全てのイベントに関して、じゃ足りないから出していこうっていうばかりでもいけないんじゃないのかなと私は思います。

今回のこの木原城山まつりに関しては、協賛金というのはどれぐらい集まるものなのか、それから協賛金集めるに当たってどのような取り組みをしてるのか、その辺分かれば教えていただきたいんですけども。

- ○委員長(山崎幸子君) 正慶課長。
- ○経済課長(正慶將暢君) 沼﨑委員の御質問にお答えいたします。

本年度ですね、協賛金、今までも募っていたという経緯はございますが、やはり予算が少ないということを鑑みまして、協賛金の御依頼するところを広げたという経緯がございます。

工業クラブに加入されている各社に対しまして、今年度の範囲を広げて今お願いを まさにしている最中ということで、金額的なものは、申し訳ございませんが、今のと ころちょっとまだ見えていない状況でございますので、何とも申し上げるところがな いんですけども、今までと比べますと範囲を広げたということで、より多くの協賛を いただけるのかなということで期待はしているところでございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 沼﨑委員。
- ○委員(沼崎光芳君) 協賛金の範囲を広げたっていうことなんですけど、美浦村なので、そんなにこう、そんなに多くはないと思うんですけども。

ただ、声かけっていうのは、多分少ないんじゃないのかなと。

範囲を広げたとしても、今言われたその工業クラブ頼みになってしまって、いろんな団体が村の中にはあると思うんで、建設業界もあれば商工会もそうですし、やはりまだまだ声掛けが足らないのかなっていうのは思います。

それはやっぱり、村のほうでしっかりと協力してあげないから、任せっきりだからこういうことになってしまうのかなと思いますので、先ほど通帳にまだお金が残ってるから120万で今回はいいだろうっていう話なんでしょうけど、やっぱりこう、イベントをやる上ではやっぱりお金が確かに大事なので、毎年演歌の方とか、そういう歌とか踊りとかってやるのにも、やっぱり人を呼ぶのにも、やっぱり何か目玉がなくちゃいけないので、そういう意味で、木原の城山まつりと同じ時期には、当然、稲敷のほうで、まだ公園でチューリップ祭りも同じような時期にやってるので、人が流れてくるような、人が集まるようなものにするためには、やっぱりそれなりにお金をかけなくちゃいけないのは確かにそのとおりなので、ぜひともそれは村が協力体制で実行委員会任せじゃなくて、村がしっかりとサポートしてあげるように要望したいと思います。

○委員長(山崎幸子君) それでは質疑の途中ではございますが、昼食のため13時まで休憩といたします。

午後零時00分 休憩

午後零時58分 開議

- ○委員長(山崎幸子君) 休憩前に引き続き、再開いたしたいと思います。 正慶課長。
- ○**経済課長(正慶將暢君)** 経済課、正慶でございます。

午前中のですね、農業費の部分で、岡沢委員から御質問ありました部分でお答えできなかったものにつきまして、まずもって御回答差し上げたいと思います。

まずですね、県営土地改良事業負担金の部分で、余郷入地区土地改良事業調査計画 費550万円、それから県営かんがい排水事業余郷入地域1,170万円、この事業のですね、 詳細につきましてちょっと整理をいたしましたので、申し上げます。

まず、余郷入地区土地改良事業調査計画費550万円でございますが、こちら現在、採択に向けて準備を進めております蔵後余郷入地区の西部地区、それから東部地区、こちらのですね、計画調査ということで、この基盤整備を実施するに当たっての計画調査費用ということで、西部地区につきましては令和4年度及び令和5年度、東部地区につきましては令和5年度のみということで、予算のほうを計上させていただいているところでございます。

こちらの、先ほど委員もおっしゃっておりましたが、現在土入れを行っている部分ですね、大塚、それから八井田ですね、こちら、この基盤整備に向けた準備の一環ということで、土を入れているところでございますが、この基盤整備の計画・調査するための費用ということで、550万円を令和5年度につきましては計上してございます。

それから、県営かんがい排水事業余郷入地区の1,170万円でございますが、こちらは、まず平成19年から実施しておりまして、令和7年度完成予定の事業といたしましてですね、余郷入排水、機場内の整備ということで、こちらは平成19年度から実施していて、令和7年度までの事業ということで予定をされております。

それと別個でですね、大須賀津から宮地、余郷入までのですね、蔵後余郷入地区の 西側から南側にかけてのパイプライン、それから、大須賀津、宮地、望地、この三つ の機場の整備を行っておりました。

これが、平成25年度から令和4年度までの事業ということで、こちら先ほど委員がおっしゃられてました今年度中に終了するという部分でございまして、令和4年度につきましては宮地のパイプライン付帯工事を実施しておりまして、この前段の工事といたしましては、令和4年度——今年度で終了ということで、こちらの1,170万円につきましては、余郷入排水機場内の整備ということで、令和7年度までの負担金の金額ということでございます。

以上でございます。

○委員長(山崎幸子君) 以上でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 商工費から続きでいきます。

それでは引き続き、商工費の商工費、予算書168ページから171ページについての質

疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、商工費の……。

正慶課長。

○経済課長(正慶將暢君) こちらもですね、先ほど午前中に委員の皆様から御質問のありました、城山まつりの予算関係につきましてですね、補足ということでお話だけさせていただければと思います。

木原城山まつりの予算でございますが、令和元年の予算が249万9,600円。

これに対して、令和元年の決算がですね、197万7,188円という決算でございます。

こちらの令和元年と申しますのは、城山まつりが最後に実施できた年ということでございまして、本年度――令和5年の城山まつりの予算は、この決算書をベースにして予算を組んでいるという経緯がございます。

令和5年の予算額が201万円ということで予算を組んでございまして、このうちの預金残高が63万5,410円ということでございます。

苦しいながらもですね、何とか事業実施ができるという金額で予算を組んでいると ころでございます。

先ほど来ですね、委員の皆様から御指摘ありました、地域を盛り上げるための重要な祭りということで、予算確保ということでございますが、こちらは令和5年の今回の祭りの実績、それからですね、令和6年に向けての企画内容、これらをですね加味した予算要求をさせていただければなというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長(山崎幸子君) 商工費のほうの質疑はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、予算書170ページから173ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、予算書172ページから177ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、予算書176ページから181ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、予算書180ページから187ページについて、質疑を許 します。

質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員(下村 宏君) 187ページの屋外防災行政無線の管理費についてお伺いいたします。

今回の購入費の1番下に、購入費じゃなかった、ごめんなさい、工事請負費ですね。 5,400万、それから委託料が5,500万というように、今回金がかなり出ているような んですけども、その辺の理由をちょっと教えてください。

- ○委員長(山崎幸子君) 笹倉課長。
- ○生活安全課長(笹倉英雄君) 下村委員の御質問にお答えいたしたいと思います。 美浦村の屋外防災無線のシステムの更新につきましてですね、システムでは現在、 Jアラート、それから消防庁、気象庁、警察などから得た情報を集約いたしまして、 防災無線またメールマガジン等でですね、村内へ情報伝達、広報活動を行っているも のでございます。

現在、防災無線につきまして、15か所のうちですね、平成31年4月より運用してございます美浦村屋外防災無線システムの機器につきまして、令和6年4月ですね、これ5年が経過するということでございまして、来年度末までに更新を行うものでございます。

主な作業といたしましては、防災行政無線機器、それからWi-Fiシステム、防災情報配信システム、Jアラート、それから自動音声応答業務等の更新を行う作業になります。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 下村委員。
- **〇委員(下村 宏君)** 5年の更新というようなことで。ということは、この先も5年ごとに更新していくというような解釈でよろしいんですね。
- ○委員長(山崎幸子君) 笹倉課長。

- ○生活安全課長(笹倉英雄君) 下村委員の御質問にお答えいたします。 委員の御指摘のとおり、そのとおりでございます。 以上です。
- **○委員長(山崎幸子君)** ほかに質疑のある方。 林委員。
- **○委員(林 昌子君)** 予算書181ページの消防団運営費なんですけれども、その中で、消防団の中で、役場職員の中で、消防団員は何名いるのかなっていうことをちょっとお聞きしたいのと、あと実際の……わかんないよね、令和4年の出動件数が分かれば、現在までの件数が分かればありがたいんですけど、いかがでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 笹倉課長。
- ○生活安全課長(笹倉英雄君) 林委員の御質問にお答えいたします。

申し訳ありません。今、手持ちの資料でですね、数字ございませんので、後ほど役場消防隊の人数と令和4年度における出動件数について御報告をさせていただければと思います。

失礼しました。役場消防隊ではなく、役場職員で分団に入ってる数でよろしいですか。

それは後日、連絡させていただければと思います。

○委員長(山崎幸子君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) それでは、職員の中での消防団員の人数と出動数に関しては後でよろしくお願いいたします。

それでは、消防費に関しては今、また答弁していただいてから、再質問がある場合には引き続き再質問をやりますので、その次に移らせていただきます。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午後1時10分 休憩

午後1時12分 開議

○委員長(山崎幸子君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9款・教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、予算書186ページから199ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

- ○委員(岡沢 清君) 199ページの上の部分で、7番報償費、校章作成謝礼と校歌作成謝礼、それぞれ計上されていますが、これは統合小学校に向けた新しい校歌あるいは校章という認識でよろしいんでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 小山課長。

○学校教育課長(小山久登君) 岡沢委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃいますように、こちらの校章及び校歌の謝礼につきましては、統合小 学校に向けてのものでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○委員長(山崎幸子君) 岡沢委員、よろしいですか。 岡沢委員。
- **〇委員(岡沢 清君)** そもそも校章作成と校歌作成は、どこに依頼っていうか、委託したのでしょうか。
- ○委員長(山崎幸子君) 小山課長。
- ○学校教育課長(小山久登君) こちら校章及び校歌等につきましては、令和5年度に開催を予定しております統合小学校準備委員会、こちらの分科会のほうでですね、詳しく、作成方法というか、詰めていく予定でございまして、今回予算に載せてございます校章及び校歌の謝礼につきましては、他団体のこれまでの経緯を参酌いたしまして、見込額のほうで計上したものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(山崎幸子君) 岡沢委員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、予算書198ページから213ページについて、質疑を 許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、予算書212ページから219ページについて、質疑を 許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、予算書218ページから227ページについて、質疑を 許します。 質疑のある方はどうぞ。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、予算書226ページから247ページについて、質疑 を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、予算書246ページから259ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(山崎幸子君)** 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時19分 開議

○委員長(山崎幸子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10款・災害復旧費、第11款・公債費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、予算書258ページから259ページについて、 質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、予算書260ページから261ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

続きまして、予備費、予算書260ページから261ページについて、質疑を許します。 質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、予備費の質疑を終結いたします。 続きまして、給与費明細書、その他調書262ページから275ページについて、質疑を 許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員(林 昌子君) 264ページの一般職の総括と、職員手当の内訳のところをちょっと質問させていただきます。

職員数が前年度より、本年度7名、8名……7名増えているわけなんですけれども、職員手当の内訳として、時間外勤務手当……2段目の時間外勤務手当が、前年度よりも本年度が約277万9,000円ですか、マイナスになっているんですけれども、人数が増えて時間外手当がこれだけ減るってのは、相当な時間内労働を本当に駆使して、時間内で何とか仕事を終わらせようっていうその意気込みがすごく感じられるんですけれども、実際に、昔はよくサービス残業という言葉が出てましたけれども、なるべくサービス残業はなしにして、代わりに休むようにしてるっていうのは伺っているところでございますが、必要なところはやっぱりある程度の残業は、必要なところにはあてがっていただけたらと思うんですが、この基準はどのようにお決めになってるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野 総務課長。
- ○総務課長(青野克美君) 林委員の御質問にお答えしたいと思います。

時間外勤務手当でございますが、基本的には、実績をもとに算定しているところで ございます。

先ほど林委員のほうからサービス残業というようなお話もありましたが、基本的には、働いた分の対価についてはお支払いするというのが基本的な考えでございますが、 昨今の働き方改革というような形の中で、特に執行部といいますか、管理職の方につきまして、マネジメントを強化しろと、人が必要なときには係にとらわれずみんなで仕事しろというような形でやっております。

その辺の効果が出て、時間外勤務手当が減ってるのかなというところもありますし、 当然、人事の段階で、必要な部署については多い人数、また、暇っていうのはちょっ とあれなんですけど、余裕があるところにはそれなりの人数というような形で、村長 はじめ、人事のほうを行っているところでございます。

それと、昨年度と比較してというところでございますが、昨年度は選挙がございました関係上、どうしてもこの辺の他律的なものによる時間外というのが大分発生してますので、その辺の分の減額というのもありますし、コロナ対応ということでコロナ

ワクチンの予防接種に関わる業務に関してのことも今年度は変わってくるということ が予想されることから、この減額ということになっております。

以上でございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 林委員。
- ○委員(林 昌子君) ありがとうございました。

適切な評価をしながら、利用するところは利用していただいているということが理解をできました。

で、先ほど来、実は質問した……消防署のことを質問したのは、要は時間内に収めるその努力をしている中で、消防署員というのは仕事をしてる途中でも、出動があれば抜けるわけですよね。

そうすると、帰ってきたときに、まだその仕事は残っているので、残業するように なると思います。

そこは、きちっと残業さしていただいてるのかどうか。

それとも、その日はもう帰って……違う、何ていうかな、残業ではなく、違う形で 対価を与えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野課長。
- ○総務課長(青野克美君) 基本的には時間外ということでは、業務を行っているのであれば、時間外手当を支給するというような考えでおります。

あくまでも所属長の、時間外ってのは所属長の命令によって行ってるような形なので、所属長のほうので、当然、先ほど林委員がおっしゃったように、突発的なことがあって離席するしかないというようなことがあって、時間外が発生した場合については、当然のことながら必要性ということの部分で、その分の対価を支払うというような考えでいます。

以上でございます。

- ○委員長(山崎幸子君) 林委員。
- ○委員(林 昌子君) 分かりました。

以前ですね、そのような対応されてない時期があったようにもちょっと伺っている ことがありまして、今回聞かさしていただきました。

ですので、今の課長の答弁のように、きちっと、その日の仕事をどうしてもその日に終わらせなければいけない中で出動して、その空いた時間で、帰ってきてからきちっとその仕事をした部分に対してはきちっと時間外手当をつけてるというところ、今、課長のお言葉信じさせていただきますので、これからもしっかりと、きちんと、個人の能力によって遅くなってしまっているのではなく、きちっとやってる中で必要があって時間外になっている方に関してはきちっと評価をして、時間外手当を支給していただけるっていうこと、信じさせていただきますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

以上です。

- ○委員長(山崎幸子君) 青野課長。
- ○総務課長(青野克美君) 今後につきましても、当然、必要な部分については、対価というような形で対応していきたいと思います。

それともう1点、当然、個人の能力というのもございますし、極端な話で言えば、 午前中休暇だと。その分、時間外だよと。こういうのはいかがなものかと思いますの で、その辺も含めて、適切な時間外の、当然、人件費というところが1番大きいとこ ろになってきますので、その辺は所属長とも指導しながら、適切な業務を行った者に 対しては適切な対価を払うというような考え方で進めさせていただきたいと思います。

○委員長(山崎幸子君) 林委員、よろしいですか。

笹倉課長。

○生活安全課長(笹倉英雄君) 生活安全課、笹倉です。

先ほど消防費につきまして、林委員のほうから、調査の報告をさせていただければ と思います。

現在、役場職員におきまして分団に入っている人数、26名でございます。 令和4年度美浦村消防団としての出動件数につきましては、8件でございます。 以上です。

○委員長(山崎幸子君) よろしいですか。

それではここで、消防費の質疑を終結いたします。

以上で、議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算の質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時29分 開議

○委員長(山崎幸子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。 質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○**委員長(山崎幸子君)** 議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算を議 題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長(山崎幸子君) 議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予 算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。 討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○**委員長(山崎幸子君)** 議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長(山崎幸子君) 議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算を議題 といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長(山崎幸子君) 議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎幸子君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○**委員長(山崎幸子君)** 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いた しました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

午後1時34分 開会